

令和7年

文教委員会会議録

とき 令和7年5月12日

品川区議会

令和7年 品川区議会文教委員会

日 時 令和7年5月12日（月） 午後1時00分～午後4時19分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員	委員長	この孝子	副委員長	山本やすゆき
	委員	西村直子	委員	あくつ広王
	委員	せらく真央	委員	高橋しんじ
	委員	田中たけし		

出席説明員	伊崎 教 育 長	米 田 教 育 次 長
	船 木 庶 務 課 長	石 井 学 務 課 長
	丸谷教育総合支援センター長	新井特別支援教育担当課長
	唐澤教育施策推進担当課長	佐藤子ども未来部長
	三輪子ども育成課長	柴田子ども施策連携担当課長
	芝野保育入園調整課長	染谷保育施設運営課長
	佐藤保育事業担当課長	

○午後1時00分開会

○こんの委員長

それでは、ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 令和7年度学級編制について

○こんの委員長

それでは、予定表1の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)令和7年度学級編制についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○石井学務課長

それでは私より、令和7年度学級編制についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、サイドブックの資料1-1、令和7年度学級編制についてをご覧いただけたらと思います。なお、今回の学級編制でございますけれども、資料にもございますとおり、こちらは令和7年4月1日現在の暫定版でございます。5月1日時点でのもので確定となっております。

まず、学級編制につきましては、全国的な法律で、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律ということで定められてございます。令和3年度改正により、小学校・義務教育学校の学級編制が40名から35名と引下げとなり、段階的に人数が引き下げられてまいりましたけれども、令和7年度から小学校の全ての学年で35人学級となっております。

資料の構成につきましては、左側から通し番号、学校名、児童数、学級数となっております。なお、特別支援の欄でございますけれども、固定と書いておりますのは、特別支援学級の固定級、これは知的障害ですとか、自閉症・情緒障害ですとか、病弱児特別支援学級の数でございます。通級と書かれておりますのは、特別支援教室および言語障害・難聴通級指導学級の児童数でございます。拠点と書かれておりますのは、それぞれ拠点校がございますので、その拠点校ごとで指導している人数で記載をさせていただきます。学級数につきましては、それぞれ記載の状況でございます。

まず、普通教室在籍の児童数でございますけれども、新1年生、今年度は2,935名となっております。昨年度と比べて増減はございません。普通教室在籍の児童数の合計は1万7,756名となっております。昨年度と比べ、116名増となっております。

続きまして、普通教室の学級数でございますけれども、新1年生は101学級ということで、昨年度と比べて1学級の減。普通教室の合計は611学級であり、昨年度と比べて13学級の増となっております。

特別支援の児童数でございますけれども、固定級の児童数は258人ということで、昨年度と比べ、32名の増。通級の児童数は696人で、昨年度と比べて4名の増となっております。

特別支援学級の学級数でございますが、固定級の学級数は37学級、昨年度と比べて4学級の増。通級の学級数は8学級で、昨年度と同数でございます。

なお、本資料中、第四日野小学校はピンク色で数字が網かけしてございます。こちらですけれども、

学級編制の弾力化をしているところをごさいます、第四日野小学校の1年生は66名となっておりますので、通常35人ですと2学級となるところなのですけれども、配慮が必要な児童が一定数いるということで、きめ細やかな指導を行う観点で3学級と編制してごさいます。

恐れ入ります、資料の2ページ目をご覧くださいませ。2ページ目は、中学校・義務教育学校（後期課程）の生徒数・学級数となっております。中学校につきましては、法的には40名学級でごさいます、東京都の基準で、7年生については35人学級の対応ということで、これは各校において加配措置など、そういったところで実施をしているところをごさいます。

まず、普通教室在籍の新7年生は1,705人で、昨年度と比べて44名の増。普通教室在籍の生徒数の合計は5,077名で、昨年度と比べて31人の増でごさいます。

普通教室の学級数でごさいますけれども、7年生は53学級、昨年度と比べて1学級の増であり、普通教室の合計は151学級で、昨年度と比べて2学級の減でごさいます。

特別支援学級につきましては、固定級の生徒数は170名で、昨年度と比べ、2名の増。通級の生徒数につきましては126名で、昨年度と比べて4名の増でごさいます。

特別支援の学級数でごさいますけれども、固定級の学級数は27学級で、昨年度と比べ、1学級増。通級の学級数は1学級で、昨年度と同数でごさいます。

なお、資料中、先ほども申しましたけれども、35人学級に対する対応なのですが、学級数の増を選択したものにつきましては、1番の東海中学校、12番の八潮学園で、学級数を増やさずに教員の加配を選択した学校は、13番の荏原平塚学園と15番の豊葉の杜学園でごさいます。

以上が4月1日の現状でごさいますけれども、この後、文部科学省の学校基本調査の基準日である5月1日現在の数字で今後確定する見込みでごさいます。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○西村委員

ある程度この差異というか、学校ごとの違いというのは、人数も含めてある程度予測をつけていただいていたと思うのですけれども、教室が足りなくなっている学校も様々聞いております。例えば、特別支援の教室を普通教室に活用しなければならなくなったり、フリースペースのような形で廊下をパーティションで区切って、そこを活用するなど、学校の中でそういった措置が必要になっている事例があれば、お聞かせいただければと思います。

○石井学務課長

具体的にどこの学校でというところまでは、すみません、私はまだ把握し切れていないところなのですけれども、確かに委員がおっしゃるとおり、例えば特別教室を普通教室に変更したりとか、フリースペースの部分を教室に変更したりとか、学級数の増が見込まれるところにつきましては、工事費の改修費用などを予算化した上で対応に当たっているというところをごさいます。

○こんの委員長

ほかにごさいますでしょうか。

○田中委員

以前の委員会のご報告の中に、城南小と城南第二の学区の変更というのがありましたが、そのことは、今回はここには反映されていないのか、変更後のことも反映されての今回の結果なのか、そこを確認させていただきたいと思います。

○石井学務課長

学区の変更につきましては、令和8年4月1日入学からとなっております。今回については、令和7年4月1日入学者まででございますので、現状、反映されていない状況の一覧となっております。

○田中委員

分かりました。

今後、この城南小学校・城南第二小学校に限らずですけれども、その辺の柔軟な対応といいますか、先も見越した中での対応とか、現状においての対応というのは、ぜひ柔軟にご対応いただけるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

2つあって、1つ目は、今の地域の就学人口の増加と教室の関係なのですけれども、もういろいろ想定はされていらっしゃるかと思うのですが、浜川小学校の学区と鈴ヶ森小学校の学区の周辺に、またマンションがたくさん建って、特に19階建てが3棟4棟、もう少しあるのかな、そのぐらひはありそうなのです。その点で、特に浜川小学校などは、5クラスでもういっぱいかと。鈴ヶ森のほうはまだ少しあるかもしれませんが、その辺りの想定と今後について、先ほど他の委員からありましたけれども、教室の対応については、現時点のことで結構ですので、どのようにお考えになっているかというのを、まずお願ひします。

○石井学務課長

確かに委員おっしゃるとおり、マンション建設が進んでおります。最新の人口推計ですと、ピークが令和11年ぐらひまで伸びるような形になってございます。例えば今、学校の改修や改築ですとか、そういった工事をするときの設計時のプロポーザルも、教室が転用できるような形で提案していただいているということであって、今後の就学人口の増に関しては、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○高橋（し）委員

新規に改築するところはそうなのですけれども、5年とか6年かかるということは、これから数年後に入ってくる方はどうか。特に鈴ヶ森についてはこれから改築が行われる。現行の教室が大丈夫なのかという心配をされている保護者の方もいらっしゃるのですけれども、そこが一つです。

ごめんなさい、2つ目も言ってしまう。特別支援学級のほうなのですけれども、1クラスの標準、文科省の標準は8人と伺っているのですが、それで、これを見ると、24人になっていないけれども3クラスにしていると。一方で、24人に達していないので3クラスのままというところもあって、柔軟に対応できるということはよろしいかと思うのですけれども、その辺の対応はどのようにされているのでしょうか。

○石井学務課長

現行の学校の対応についてでございます。こういった中で就学増が見込まれるところについては、例えば先ほど申しましたように、教室の転用ですとか、教室の確保については、学校と相談しながら適切に対応していきたいと考えているところでございます。

あと、特別支援学級については、8人で1学級ということで、16人で2学級になるのですけれども、3学級にするためには17人を超える形にならないといけないので、現行は特段、柔軟な対応と

いうことではなく、通常の恒例どおりの対応という形でやってございます。

○高橋（し）委員

教室のほうは、今お話あったようにしっかりと対応していただいて、さっき少しお話ありましたけれども、そのほかの、特別支援教室とか特別支援学級に影響がないようにしていただきたいという、これは要望です。

もう一つのほうは、分かるのです。17人だと3クラスになるのは分かるのですが、浜川小学校は31人だけれども4クラスなわけです。つまり、32人に達していないけれども4クラスです。だから、それをやっていただくのはいいのです。ぎりぎり32人にならないければ駄目だということではなく、その辺の対応をしていただくのはありがたいので、逆に言うと、学校のほうから、1クラス増やして、1クラスの人数を減らして、指導しやすいようにという要望を出せるような状況があるのかというところで、その辺の柔軟な対応はどのようにしているのかというところを教えてください。

○石井学務課長

学校から、例えばより丁寧な対応をしたいということで、一定程度柔軟な要望があった場合については、もちろんこれは加配教員の関係も出てくると思いますので、その辺り、要望を受けつつも、法令にのっとって適切に対応できるような形で進めていきたいと考えております。

○高橋（し）委員

特に固定級のほうは、支援が必要な、そして多くの教員が対応する必要が、その年によって出てくると思うのです。ですから、今お話あったように、学校側が一番、どういうお子さんが入ってくるか分かっているらっしゃると思うので、そういったリクエストにはできるだけ応えていただいて、東京都の加配という関係が出てきてしまうのですけれども、そこは区として加配の形をつくるような状況、ぎりぎり32だから4クラスとかではなくて、いろいろ細かいルールがあるのだと思うのですが、置いておいて、学校の要望に応えていただきたいと思います。最後にそれだけ。

○石井学務課長

もちろん、いろいろルールがある中でやっていきながらも、特支のお子さんに対してきめ細やかな教育ができるような形で、そこはきちんと現場と話し合いながら、また、東京都とも適宜相談していきながらになってくるとは思いますけれども、適切な対応を進められるようにしていきたいと考えております。

○こんの委員長

ほかにごありますか。

○あくつ委員

私からは1点だけです。

先ほどの質問にもあったのですけれども、特に私が地元としている海側の地域は今、マンションを含めて様々な方、両親が共働きのパワーカップル、子育て世代の方がどんどんお引越をされてきて、どんどんマンションなどの建設がある中で、城南小学校もそうなのですけれども、今すぐく子どもの数が増えています。先ほど人口動向というお話がありました。情報を適宜、様々集めながら、新しい学校をつくる時は転用できるような形で設計会社をお願いしていると思うのですけれども、その情報、例えばどこに新築マンションができますという情報は、教育委員会としてどこから取っているのか、事業者をお願いをして、何かそういう情報収集をしているのか、それとも品川区のいわゆる民間の建築確認機関とか、そういうところに集まってくるものを聞いて、人口動向というのを見定めているのか。

なぜかという、人口がこれだけ増えるのは分かっているのに、なぜ教室を多くしなかったのだろうというご意見が一定数、城南小学校の改築のときにはありました。転用されて、今、改築で増やしているということで対応しているのですけれども、区はこういうことをやっているのだというのを説明する上で、ご苦労は大変あると思います。なかなか見極めが難しい問題だと思うのですけれども、どういったところから情報を取っていらっしゃるのか教えていただければと思います。

○石井学務課長

就学人口を推計するに当たっては、当然、最新の人口推計を使うのですけれども、マンションの建築計画に関しましては、都市環境部ですとか、そういったところから、大型マンションの建築の予定を照会したりとか、そういったところで一定程度、需要についても調査をするようにしております。

また、例えば新築マンションの建築計画が立つときには、意見照会みたいな形で教育ですとか、保育の関係も関連各課へ照会がありますので、そういった情報を適宜把握しながらやっていきたいと思えます。

マンションによっても様々ありまして、当然、大型のファミリータイプのものが建つこともあれば、逆に単身暮らし用のマンションが建つということもありますので、そういった情報も適宜得ながら、把握しているという現状でございます。

一方、推計作業そのものについては、現在、コンサル会社に調査委託している部分もありますので、それらの情報を総合した上で、人口動向の把握をしているところでございます。

○あくつ委員

民間の事業者に人口動向の推計はお願いしていると。区役所内のそういったところの計画等の情報収集をしていると。

ごめんなさい、一つというか、それに関連してもう一つだけ。OIMACHI TRACKS（大井町トラックス）がこれからできるということで、住居棟もできるということです。つい最近も保育部門のホームページに新たな保育園の募集について載っていましたが、子育て世代がこれから入ってくるという中で、こうしたところの大井町周辺の学校の人口動向というのも押さえていらっしゃるのかということが一つ。

それと、先ほどありましたけれども、そういったことを、先ほどご努力としてやられている、情報収集している中で、今のこういうやりくりというか、数の中で、大体それは想定内に収まっているのか、想定外のことも起こっているのか、その辺りを最後に教えてください。

○石井学務課長

委員ご指摘のOIMACHI TRACKS（大井町トラックス）については、これから推計をかけていくような現状なので、私自身が今すぐにぱっと、あそこのことというところまで申し上げられるような形ではないのですけれども、当然そういった大規模な開発が行われる際の情報というのは、これからきちんと確認していくような形でございます。

これが完全に想定内かと言われますと、当然、城南小の段階では、当時の想定を超えるような形で入ってきているということで、想定外もあり得るということは、常に肝に銘じておかなければならないと考えております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○山本副委員長

私からもご質問させていただきます。これまで他の方からもありましたけれども、就学人口増と教室との関係のところについてになります。再開発で、マンション建設に伴う児童増加に対する対策について、今のご質疑にもあったのですけれども、改めてお伺いします。

先週開催された区の都市計画審議会でも質疑がありまして、学区域に影響する高層マンション等の建設については、都市計画課のほうで、計画段階で教育委員会に周知して連携するという仕組みがありますということでございました。先ほどのご答弁でもそのような話がありまして、準備組合の段階から教育委員会でしっかり意見交換している、そのような発言があったというところがございます。

そういった形で連携を事前に行っているということなのですけれども、有効な話し合いが行われて、予定の教室数を超えて児童が増えて、逼迫するようなことがない状況が一つずつ確認できているのかどうかというところ。ほかの委員からも質問ありましたけれども、気になっているところではございまして、実際、問題がありそうな場合というのは、再開発に対して一定の制限を設けるとか、何かそういった働きかけとかというのをやっているのか、もしくはできるのかという、その辺りのところを教えてくださいたいと思います。

○石井学務課長

例えばマンションができることによって、周辺の教育環境に影響があるというところについては、懸念を示すことが可能なのですけれども、基本的には、教室数が足りなくなるから開発規模を下げてくれとか、そこまで強力な形の要請というのはなかなか難しいのではないかと考えております。

ただ一方、当然就学人口増で、今、教室をこのように転用しながらやっている状況なのだということは、意見として申し述べることは可能なのではないかと。それがどこまで再開発組合で取り入れられるかどうかはさておいても、意見の申し述べは可能なのではないかと考えております。

○山本副委員長

そういった難しい中で、できるだけ伝えていくということが大切なのかなと思いました。

その中で、一つお伺いしたい事例がございまして、日野学園の事例でございます。この学校では、現在小学生は全学年3クラスで、中学生は全学年4クラスですが、割といっぱいになっているのかなと思っております。そのような状況の中、目の前に約400戸の高層マンションが建設中でございます。2年後の春・夏に竣工、引渡しとなる見通しです。その中で、教室の数が足りるのか、グラウンド、体育館の施設が有効に使えるのかと、保護者の方から心配するような声がございました。

それ以外にも、別室指導のお部屋とか、いろいろ、既に部屋をつくったり、活用しているところの中で、就学人口が増えていくことで、対応し切れるのかというところの不安の声があったのですけれども、この個別事案に関して、これまでの経緯とか完成後の見通しなどが、それでも大丈夫だとかという推計が既にあるようでしたら教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○石井学務課長

今日野学園個別事例については、申し訳ございません、今、手元に資料がないので、この場でご説明することはできないのですけれども、ただ、今そういった声があるということについては受け止めた上で、そういった不安が生じないように対応してまいりたいと考えております。

○山本副委員長

ご確認いただきたいというところがございます。

その中で、保護者の方からの声なのですけれども、この再開発は学校の隣地なのです。道路をまたいで目の前というところ、道路はあるのですけれども、隣地というところがございますので、例えば再開

発の中で貢献施設として、再開発敷地内に学校の教室として使えるようなスペース、教室利用できるものを検討いただくとか。就学人口が増えたらそちらのところも教室で使えるように検討するというのもできるのではないかと。

通路を空中でつないでいる第四日野小学校とか第一日野小学校とか、道路をまたいでも施設として使っているケースもございますので、例えばそのように隣地で再開発するということであれば、学校のスペースを増やすことにつながる。当然、就学人数が減ってくれば、転用してほかのに変えていくということもできます。なかなか増えてしまうと場所がつかれないというところはあるかもしれないのですが、再開発のときにそういう形で教室を併せて増やすという検討も、できるのではないかとということのご意見がありました。それぞれ課題はあるかなと思いつつも、それも選択肢かなと思いついたので、この場でお話しさせていただきます。

これまでにほかの委員からもご意見ありましたが、将来転用を可能とする計画性を持った上で、今後については計画的に建てていただきたいということと、子どもたちの教育環境の整備をしっかりと進めていただきたいというところがございます。それから、こういった形でマンションが建ってくると、保護者の方々から不安になったりするというところでいろいろな声が上がってきてございますので、周辺住民や保護者の方々には、大丈夫だということの分かりやすい説明をお願いしたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 令和7年度新入学学校別増減要因一覧について

○こんの委員長

次に、(2)令和7年度新入学学校別増減要因一覧について、議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○石井学務課長

それでは私より、令和7年度新入学学校別増減要因一覧についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、サイドボックスの資料の1-2をご覧くださいませ。

本資料につきましては、学校ごとに前年度、今回ですと令和6年度の10月1日の住民基本台帳上の通学区域内の児童・生徒数が、実際に4月に入学するまで、どのような要因で最終的に入学が決まったということを示す表でございます。表の読み方につきましては、増要因と減要因がそれぞれ書いてございます。学校選択の実績ですとか、指定校の変更、区外からの区域外の就学ですとか転入等の実績、減要因としてはそれ以外に、私立学校や国公立の学校に通ったものも含めた上で、最終的に表の一番右側の令和7年4月1日の入学者数という形で構成してございます。

資料ですけれども、令和6年10月1日の入学者数は、小学校・義務教育学校（前期課程）では3,228人。この中で、学校選択制によって入学したお子さんが517人、最終的な入学者につきましては2,935人となっております。

これが小学校・義務教育学校（前期課程）でございますけれども、続きまして、資料2ページ目に移りまして、中学校・義務教育学校（後期課程）でございます。中学校・義務教育学校（後期課程）につきましては、先ほどの小学校と義務教育学校（前期）の表に加えまして、b欄とh欄、義務教育学校の区域外進級数が加えられております。これは増減要因として同数になるのですけれども、154名と

なっております。その上で、令和6年10月1日現在の入学予定者数は2,949人で、学校選択制による入学者は414人、最終的な入学者が1,705人となっております。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○田中委員

別の切り口からお伺いしたいのですが、先日、どこと言うとあれなのですが、小学校の卒業式に行きました。そのとき、卒業生の進路状況を見たときに、半分しか地元の公立の中学校に進学する子どもがいなくて、残りが僕は多いと思ったのですが、私立とか国立に行くという結果が出ていました。

これは、高校などの授業料の無償化ということも大きな影響があるのではと考えていて、そういうところから出始めてきているのかなと思うのです。今回のご説明いただいた資料からは、その部分は読み取れないのです。今回の報告で小学校卒業生のうち、どれだけの子が地元の公立中学校に行くかという数は、2ページ目のところには地域の方の数として出てきてはいるのですが、減要因から今の状況を考えるといえますか、個別の学校、A小学校という僕が卒業式に行ったところはどうだったのかというのは、この表からは読み取れないのです。だから、全体的な傾向としての数字なのか、その学校の特異な結果なのかというのは私も読み取れないのですが、何を言いたいかという、高校の無償化に伴って私立の中高一貫校に行く子どもは、恐らく今後もっと増えてくるような思いをしています。

ただ一方で、そういったときにでも、区の教育委員会としては、公立の中学校に入ってもらえるようにするために、要は、私学の学校との選択制の上での競争がもっと激しくなるだろうと思うのです。既に学校の質の向上に向けた努力は当然されていると思いますが、私立に行くよりも、地元の中学校に入ってもらえるように選んでもらうためには、今まで以上のご努力をしないと、どんどん私学のほうに流れる傾向は強くなるように思っているのです。その辺を、地元の子どもや親御さんの選択だからとして、地元公立中学校ではなくて私立が選ばれることに対して、そのまま何もせず容認をしてしまうのか、そうではなく、私立に行かないで、ぜひ我が地元、品川区立中学校なり義務教育学校に入ってもらいたいと、さらに教育の質を高めるという取組について、こういう数字の傾向を見てどのようにお感じになっていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○石井学務課長

国公立・私立の割合等を経年で追っていますと、例えば令和3年度ですと、64.5%の方々が区立の中学校に通っておりました。そこから徐々に区立の割合というのは減少し始めており、令和4年度61.2%、令和5年度は61.5%、令和6年度59.5%で、令和7年度が58.4%という形で経過で推移しております。そのことから、まず読み取れますのは、国公立・私立に入学する割合は増えてきているということ、その上で、今後どのような形でやっていくかということですが、区立学校についても魅力ある教育活動をしていくということもございます。

特に今年度は教育振興基本計画の策定で、より特色ある学校づくりに努めていくような形で、教育委員会事務局全体での取組としてやっているとございますので、こういった流れで、もちろん、それぞれ親御さんの選択もございます。そういう意味では、私立に行くことそのものを否定するというわけではないのですが、品川区立の学校がきちんと魅力があって選ばれる学校になるため、もともと学校選択制というの、選ばれるための各学校の努力を促すための取組でございまして、こういったことを含めて取組を強化していきたいと考えているところでございます。

○田中委員

これまで学校選択制にすることによって、ある意味、同じ公立学校同士の、競争原理を導入して、お互いの質を高めるという努力をされてきて、今日があると思っています。

今後、ぜひその傾向というか、方向性は維持しながらも、またさらに、今度は国立・私立の学校も競争相手という思いを持っていただいて、今、課長お話あったように、より魅力的な学校づくりに向けてさらにご努力いただけるように、また我々としても全面的に応援していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○山本副委員長

私からも質問させていただきます。

学校選択の実績の中で、選択して希望が通らなかった児童・生徒の実績はどの程度あるのかということと、理由はどのようなものかということを教えてください。これまでの傾向と、過去と比較した今年度の特徴があれば、併せて教えてください。

○石井学務課長

希望申請の中で、当然、申請が通らなかった方もいらっしゃるのですが、それはどうしても学校の中で教室の数が足りないとか、学級編制上の都合で入れなかったということで、特に例えば兄弟枠で、本当だったら入れるところを入れなかったことが、令和7年度は1名出てきております。令和6年度は兄弟枠で入学できない方はいらっしゃらなかったのですが、令和7年度は1校、そういったところが発生しているというところでございます。

○山本副委員長

兄弟枠でも1名入れない状況の学校があるということで、承知しました。

ほかに、全体的な数字の割合とか、把握できるものがあれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。例えば、全体で言うと何割ぐらいが入っていないとか、もしくは、ある学校ではこうだという形でのご説明がもしいただけるようだったら、お願いしてもよろしいでしょうか。

○石井学務課長

小学校・義務教育学校に関して、申請者に対するの入学率というのは、年々増えてございます。令和3年度ですと、大体申請した方の67%程度が入学可能だったのですが、令和6年度に関しては80%、令和7年度に関しては86.3%が入学可能となっているところでございます。

中学校に関しましては、申請者における入学可能者数については、大体60%台で推移しているのですが、令和7年度に関しては68.1%という形で、ほぼ似通った数字で推移しているところでございます。

○山本副委員長

希望した学校に入れる割合が上がってきているというのは、とてもよいことだと思っております。先ほどの何かのご答弁でもありましたけれども、学校の教室には限りがありますし、全ての方の要求に応えるというのはかなり難しいということは理解しておりますけれども、やむを得ないと思うのですが、品川区で学校ごとにそれぞれ特色のある取組などが進められていて、それぞれのところに行きたいという子どもたちが、できるだけ希望がかなって行けるようなことになるように工夫等をして、どのようにできるかというのはありますけれども、できるだけかなえていただくようになればいいなと期待して

おります。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果について

○こんの委員長

次に、(3)区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果について説明をいたします。資料はサイドブックの1-3、区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果についてをご用意ください。令和5年度のいじめの重大事態のうち、3件について調査が終了いたしましたので、ご報告申し上げます。

まず、事案番号9は、令和6年1月に重大事態の認定を行ったもので、いじめの態様の分類は、次のページの上段枠囲みの①と②に該当いたします。重大事態の分類は第2号、不登校重大事態で、学校種は中学校でございます。調査結果の公表について希望していただきましたので、後ほど別紙にて説明をいたします。

続いて、事案番号11は、令和6年2月に重大事態の認定を行ったもので、いじめの態様の分類は、次のページの上段枠囲みの①に該当いたします。重大事態の分類は第1号、生命・心身・財産重大事態で、学校種は義務教育学校でございます。こちらも調査結果の公表を希望していただきましたので、後ほど別紙にて説明をいたします。

最後に、事案番号12は、令和6年2月に重大事態の認定を行ったもので、いじめの態様の分類は、次のページの上段枠囲みの①と⑤に該当いたします。重大事態の分類は1号、生命・心身・財産重大事態で、学校種は小学校でございます。公表については希望をされませんでしたので、詳細は説明することができませんが、ご了承いただければと存じます。

事案番号9および11につきましては、保護者に公表の意向が確認できました。つきましては、令和7年5月1日から6か月間、10月31日まで、品川区ホームページ上に公表しております。

それでは、このたび公表の許諾を得ました2つの事案について説明いたします。それぞれ答申の内容を説明させていただいた後に、教育委員会の見解について述べたいと思います。

まず、本日机上配付をさせていただいております資料、別添1をご用意いただければと存じます。事案番号05-09、品川区立中学校におけるいじめ重大事態に関する調査結果について（答申）、令和7年1月24日付の調査結果となります。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目に目次がございます。

続いて2ページ、第1、はじめにでは、品川区いじめ対策委員会が調査を行うことになった経緯等が記されております。

続いて第2、被害生徒及び加害生徒については、被害生徒の記号をVで表し、いじめのあった令和5年度時に8年生であったこと、加害生徒を生徒Aで表し、同じく8年生であったことが記されております。

続いて第3、被害生徒の訴えの内容では、被害生徒Vが訴えている内容について、3項目が記されて

ございます。

3 ページに進みまして、第4、調査の概要では、品川区いじめ対策委員会が行った調査について、調査期間、調査組織、調査方法について記されております。

4 ページに進みまして、第5、調査結果でございます。

1、本委員会で認定したいじめの事実及び認定の理由では、いじめ行為2点、そして、いじめと疑われる行為2点の記載があります。

1点目は、生徒AのVに対するいじめです。生徒Aは令和5年11月上旬、Vがその友人らと一緒に登校していた際に、生徒Aが当該友人のうち1名に対して声をかけ、同人に肩を組んで耳打ちをしたこと、また、同年11月中旬、授業の移動の際、Vが友人と一緒に歩いていた際、生徒Aが友人に声をかけてVから離れたことでVが1人になり、このことによりVが疎外感を感じたというものです。

2点目は、生徒Vの生徒Aに対するいじめです。Vは令和5年10月下旬の学校行事当日、Vが班を替えたことで、生徒Aが他の生徒から、あの班は同性が生徒Aだけと言われ、仲間がいないと感じ、つらい思いと感じた。また、生徒Aと出くわした際、周囲のクラスメートらに対し、生徒Aが1人で回っているのは罰が当たったのだなどと言い、Vがこのような発言をしたことは、間接的に生徒Aに伝わった。これら1・2点目の行為について、法に照らしていじめに該当すると判断されました。

5 ページに進みまして、(3) いじめと疑われる行為についてです。

アの項目では、被害生徒Vの主訴となっている学校行事の事前学習における班行動の行程決め 과정에서、班長を務めていた生徒Aに自分の意見を聴いてもらえなかったことについて、いじめに該当するかの検証では、法をもってこれを禁ずるまでの行為とは思われず、いじめがあったとは認定できないと判断されました。

続くイの項目では、生徒Vが、生徒Aが意見を聞いてくれないという理由で学校行事に参加しないとの意思を示し、Vが当日、元の班を抜けて別の班に加わっています。結果として、元の班に生徒Aと同性の生徒が1人もいない状況になっていますが、このことが生徒Vの生徒Aに対するいじめに該当するのではないかという視点でも検討していますが、この行為についても、いじめには該当しないと判断しています。

6 ページに進みまして、2、本件いじめと不登校との関連性についてです。生徒Vは令和5年11月下旬から教室への登校ができなくなり、令和6年1月下旬までの欠席日数の合計が31日間となったことから、重大事態として認知しています。生徒Aによるいじめや、生徒Aとの人間関係等が不登校の要因となったことは否定できないが、生徒V自身も生徒Aに対していじめと評価し得る行為があったこともあり、一方が他方に対して一方的に精神的苦痛を感じるような行為をするという関係にあるものではないと思われ、生徒Aによる生徒Vに対するいじめのみが不登校の原因となったものとは断じ難く、複合的な事情が作用し合って生じたものであると結論づけられています。

続いて、6 ページの下段から始まります3、いじめ重大事態と認定するまでの事実経緯では、事の発端となる(1) 令和5年10月下旬、学校行事の前日午後8時30分、生徒Vがロイノートを利用して担任教諭に対し、翌日の学校行事の行程決めについて相談をしたこと、次の7ページ、生徒Vの保護者が午後10時16分頃、担任教諭に架電し、生徒Vが翌日の学校行事に不参加の意思を示していること、これを受けて担任教諭が学年主任に連絡をして、生徒Vを別の班で行動できないか相談をしています。そして、翌学校行事当日には、生徒Vが、生徒Aがいる班とは別の班で行動するよう配慮がなされました。これが生徒Vと生徒Aのトラブルの発端となっています。

続いて、(3) 令和5年11月下旬には、生徒Aが登校中のVおよび一緒に登校していた生徒らと遭遇した際、当該生徒のうち1名を呼び寄せ、肩を組んで耳打ちをする行為をしたこと、(1)に進みまして、(8) 令和5年11月中旬、授業の教室移動時に生徒Aが、生徒Vと一緒に移動している生徒を呼び、生徒Vを1人にしたこと、これらは本調査でいじめに当たると評価されたものです。

このように、9ページの中段からやや下の(23)、本件をいじめ重大事態として認定するまでの事実経緯が示されております。そして9ページ、4、いじめ重大事態と認定した後の事実経緯では、その後の学校の対応について示されております。

10ページに進みまして、(9) 令和6年4月には、生徒Vおよび生徒Aが9年生に進級するタイミングで学級替えがあり、双方とも卒業まで、心理的な要因で欠席することなく登校することができるようになりました。

続いて第6、当該事案への対処についてです。本項目は、当該事案について今後どのように対応することが望ましいか、品川区いじめ対策委員会が見解を述べることになっています。9年生に進級した令和6年4月以降は登校できていることを確認し、生徒Vが日常の学校生活を送る上で、学級だけでなく学級以外の活動においても、安心して登校できる状態が今後も継続できるよう、担任だけでなく学校組織として対応し、引き続き見守っていくことが必要であるとしています。

続いて第7、当該校及び区教委の対応については、本事案への学校および区教委の対応について述べられています。

まず、1、当該校の対応では、被害生徒Vから学校行事前日の夜間に申出があり、学校行事の当日に向けて配慮がなされたことは、寄り添った対応をしたという点で評価できるとしています。ただし、学校行事の当日に班員が抜けることについて、生徒Aを傷つける結果となっており、生徒Vにその可能性を説明していないのであれば、生徒AおよびV双方に対して、やや配慮を欠いた結果となった可能性は否めないとしています。

また、11ページのウにありますとおり、生徒VおよびAが所属する部活動内の人間関係やトラブルが背景にあり、部活動以外の場でも影響していること、生徒Aの保護者によれば、生徒Aは精神的に追い詰められる状況にあったようであることなどが述べられ、当該校においては事実関係を明確にした上で、当該校の方針を示し、各保護者を安心させるとともに、保護者らが他方当事者を過剰に排する等の要求をするまでの精神状態に至らせないように、当該校として対応できること、できないことを明確に示すべきであったと思われるとしています。

さらに、エの項目では、初期の段階において生徒V、生徒Aおよび周辺生徒に対する十分な聞き取り等をしていないようであることから、初期の段階で関連する事実関係を確定すべく、必要な調査を尽くすべきであったと思われるとしています。

次に、12ページの(2) 当該校の組織的な対応についてです。

まず、アの項目では、いじめの疑いの把握から認知までに一定の期間が生じていることから、いじめの疑いの段階から関係生徒への事実確認を行い、学校いじめ対策委員会により速やかに対処すべきであること、イの項目では、担任教諭自らが責任を負い込み過ぎた結果、短時間内に独自の判断で解決を行うことになったと考えられ、校長を中心として複数人で対応チームを組み、本件に対応すべきであったことは明らかであると論じられています。

次に、2、区教委の対応についてです。区教委は、令和5年11月時点において、保護者からの相談により状況を把握し、その後、当該校と情報共有をしながら対応していましたが、区教委として組織的

にどのような対応をしているかについても確認し、特定の教員に負担が集中する状況があるようであれば、これを是正するように指導・助言すべきであったこと、初期段階における聞き取り調査の実施や、根拠を付した事実関係の確定について、区教委においても指導すべきであったと思われる指摘を受けました。

13ページをご覧ください。最後に、第8、再発防止に向けた提言です。

まず、項番1では、生徒間のトラブルが生じた際に、生徒らが自らトラブルの原因を理解し、解決に向けた具体的な行動をすること、教員は生徒らに求められた際に、適時に助言等をするに留めることも必要であると思われるとし、保護者に対する十分な説明をし、保護者らの不安等を除去することが必要だとしています。そのために区教委としても、教員の知識等を向上させるための研修機会等を設けるべきとしています。また、教員への過度な負担を減少させるよう、初期段階から校内で管理職を含めて相談できる体制を確保することが必要で、学校いじめ対策委員会を組織的に機能させることが必要であるとしています。

続いて項番2では、学校における生徒間の人間関係が、学級だけでなく部活動にも及ぶことから、それぞれの場の人間関係を校内で共有し、学校全体で当該生徒らの関係性等を正確に把握できるよう努めるべき、また、課題の解決には、担任でない立場の第三者が介入することで問題の所在が見えやすくなり、解決においても課題を共有して取り組みやすいとの提言がありました。また、いじめによる不登校となった際に、いじめが生じる以前と同じように登校できるよう、区教委においても、どのような対応が望ましいかについて検討することが重要であると締めくくられています。

それでは、本日2事案目の説明をいたします。机上に配付をいたしました別添2の資料をご用意ください。事案番号05-11、品川区立義務教育学校におけるいじめ重大事態に関する調査結果について（答申）、令和7年3月7日付の資料となります。

表紙をおめくりいただきまして、1ページに目次がございます。全体の構成は、事案番号05-09の事案と同様でございますので、本事案のいじめがどのようなものであったか、学校や教育委員会の対応がどのような評価をされているか、再発防止に向けた提言を中心に説明いたします。

2ページ目の第2、被害児童及び加害児童についてをご覧ください。被害児童Vは令和5年度当時、6年生でした。加害児童Aは同じく6年生、また、本件に関連する児童として、児童B・C・Dの3名が上がっております。

3ページの下段、第4、調査結果をご覧ください。

まず、1、本委員会で認定したいじめの事実及び認定の理由です。

(1) 令和5年11月または12月頃の行為です。被害児童V、加害児童A、周辺児童Bは同じクラスで、学校内だけでなく、学校外でも一緒に遊ぶことがありました。令和5年11月または12月頃、児童Aが児童Vに対して容姿をやゆする言葉等の発言をしました。これらの発言により、児童Vはつらい気持ちになりました。この行為は法に基づき、いじめに該当すると判断されています。

4ページの(2)、児童Vは令和6年1月上旬から欠席し、同月中旬には学校内のいじめを契機として、令和5年11月頃から登校時に症状が出現、2週間の自宅療養を要す等の記載の上で、適応障害等の病名の記載のある診断書が当該校に提出されました。児童Vは、令和6年1月から3月までの欠席日数が38日間に及びました。当該校では、このことにより、いじめ重大事態として認定をしています。

続いて、2、本件いじめと相当期間の欠席及び本件診断との関連性です。本件いじめが認定されることや、児童Vの保護者からの申出があり、不調の状態に至っていることからすると、相当の期間の欠席

および適応障害の診断は、本件いじめに少なくともその一因があるものと認定できるとしています。

続いて3、いじめとの評価に至らなかった事実についてです。児童VおよびVの保護者は、その他3件のいじめを受けていると訴えていました。

ア、児童Vが周辺児童Bからもいじめを受けている。イ、令和6年1月上旬、授業のときに児童Aから悪口を言われた。5ページに進みまして、ウ、令和6年2月上旬、児童Vの机に「きもい」「死ぬ」等の落書きをされた。これら3件について、当該校が聞き取り等の調査を行っており、品川区いじめ対策委員会としては、アについては客観証拠や供述はなく、その他状況を考慮しても、いじめの認定には至りませんでした。イについては、児童Aが児童Vに対して行った発言とは認定できませんでした。そして、ウについては、書かれているのを見たことがあると回答する者はおらず、事実を認定するには至りませんでした。

次に、4、Vの加害児童A及び周辺児童Bに対する言動についてです。ここでは、児童Vの児童Aに対する言動が本件いじめを惹起した原因となった可能性があるとして、児童Vの行為について述べられています。(1)では児童Vの児童Aに対する言動について、(2)では児童Vの児童AおよびBに関するLINEでのやり取りについての説明があり、これら行為もまた、法に基づき、いじめに該当するとしています。

6ページの5、いじめ重大事態と認定するまでの事実経緯について、時系列に沿ってまとめられています。

(1) 令和5年11月または12月、本件いじめに該当する事案が発生しました。

(2) 令和5年12月、児童Vの保護者が児童Bの保護者に、いじめに入るという内容のLINEを送付しています。

(3) 令和5年12月中旬、児童Vの保護者が当該校に対し、児童Vが児童AおよびBから嫌なことを言われていること、保護者に連絡・警告したので、学校としての対応は不要であるが、知っておいてほしいと連絡がありました。担任教諭は児童Vに対して確認をすると、過去に嫌なことを言われたことがあったと述べ、3学期に再度保護者や本人に相談し対応することとし、副校長にも報告をしています。また、学校いじめ対策委員会も開催しています。

7ページの(4) 令和6年1月上旬、3学期に入り、担任教諭が児童Vに聞き取りを行ったところ、児童Vは、話が大きくなっている、クラス替えができないのは分かっているが、席は離れたいという趣旨を述べています。一方で、児童Vの保護者はクラス替えをしてほしい等の要望を行いました。

(5) 令和6年1月上旬、児童Vが当該校を欠席し始めます。この後に、児童Vの保護者と学校との話し合いが継続して行われます。

そして、10ページに進みまして、10ページの(10)にあるとおり、児童Vの保護者が総務課のいじめ相談対策室にも相談を行っており、そちらでも複数回、面談等を実施しています。

そして、(11) 令和6年2月に入り、いじめ重大事態と認定をいたしました。

続いて6、いじめ重大事態と認定した後の事実経緯についてです。いじめの重大事態と認定した後も、学校は継続して本件いじめへの対応を行っています。

11ページの(7) 令和6年3月上旬には、緊急避難先として、児童Vを別のクラスで過ごす環境整備を行い、児童Vが別のクラスに登校するようになります。その後、(11)にあるとおり、前期課程修了式まで登校を継続することができました。

次に、12ページ上段、第5、当該校及び区教委の対応についてです。

まず1、当該校の対応についてですが、本件発覚後の対応については、児童らへの聞き取りや校内の情報共有、迅速に区教委へ情報連携を行うとともに、学校トラブル相談窓口との連携を行い、組織的に対応を行っており、適切な対応を取ろうとしていたと言えるとしながらも、被害児童保護者との連携において、必ずしも適切に行えていない面があるとし、総務課との連携において、途中から、総務課が中心となって行ってほしいと依頼したようにも見受けられ、保護者との信頼関係が構築できず、保護者からの信頼を得られなかった点にも原因があるものと考えられると指摘されています。

(2) では、担任教諭の対応等についての課題が複数示されています。当該校としては、ベテランの先生だから大丈夫と軽信せず、適宜情報共有や指導を行う必要があったとしています。

(3) 机への落書きの件についてです。児童へのアンケートの中には、被害児童Vが自身の机に「死ぬ」などと書いているのを見たとの回答があった様子で、このような行動が見られた場合には、児童に寄り添った声かけをするなど、丁寧な対応を取ることが求められるとしています。

(4) 児童Vのクラスの移動については、前例をつくることは本人の成長にとっても必ずしも望ましいとは言えないと前置きがありますが、移動後すぐに登校が可能となった事実からも、区教委および学校として適切な判断であったと言えるとの評価です。

児童Aをめぐるうわさへの対応では、いじめた側を標的にする集団的ないじめが発生する可能性も考え、学校全体として注意深い指導体制を組む必要性についての言及があります。

続いて(6)、SNS上のコミュニケーションについて、区全体として指導に取り組む必要があるとしています。

14ページ中段、2、区教委の対応については、当該校への対応については特段の問題は見受けられないとしつつ、保護者と当該校の間の信頼関係が構築できていない場合にどのように対応するか、クラス移動についての指導については、本件をケースとして検討することが適切であるとしています。

最後に、14ページ下段、第6、当該事案への対処及び再発防止に向けた提言です。

まず、1、当該事案への対処では、被害児童は当該校の後期課程に進級し登校しており、児童Aも当該校の後期課程に在籍をしています。児童Aによる被害児童への不適切な内容のLINEメッセージが送信されたなどのトラブルがあり、保護者間での話し合いがされていますが、成長過程にある児童・生徒に対し、どのようなアプローチをすべきなのかなど、保護者や児童・生徒の意向を踏まえつつ、当該校において継続的に検討・対応する必要があり、もっとも、最優先されるべきは、被害生徒が安心して登校できる環境づくりであり、生徒との信頼関係構築と継続的な見守り、困り事への傾聴が必要としています。

続いて、2、児童の個性や大事にしているものに配慮した対応及び信頼関係の構築については、大人・子ども問わず、個性等の尊重や、人格や尊厳を傷つけないように適切な配慮を行うこと、区教委においては、教師と児童・生徒の関係の中で、適切な配慮や言葉遣いについて、理解促進のための研修を行うことについての提言がありました。生徒指導提要にある発達支持的生徒指導の視点を持った人権教育・市民性教育の実施により、よりよい人間関係の醸成に資することから、この点についての見識を深め、充実した対応を取ること。児童・生徒の保護者との信頼関係の醸成については、平時からのコミュニケーションを前提とし、非常時には寄り添った対応を取ることが求められています。

3、SNSの利用については、これまでも度々指摘のあるところですが、児童に対する継続的な指導について述べられています。

以上、2件の調査結果を報告いたしました。区教育委員会といたしましては、提言をいただいている

とおり、教員研修の機会は大切であると捉えており、令和6年度より年10回の教員研修を実施しており、法の定義はもとより、前向き行動支援など、いじめが起きにくくする学校風土づくりについても学んでおります。また、いじめ問題を専門とする弁護士が定期的に教育総合支援センターで勤務しており、各種いじめ事案に関する学校からの相談体制も整えております。

さらに、児童・生徒の困り事への傾聴をより迅速に行えるよう、日々の児童・生徒の観察に加えて、令和6年度から導入しているいじめ等に関する調査ツール、毎日の健康観察ダイケン、毎月実施しているいじめDアンケート、令和7年度は年3回程度実施する予定の児童・生徒の抑鬱状態をはかるNiCoLi、そして、年2回実施する学校風土D調査を活用しております。児童・生徒の異変やSOSに対して、早期に対応できるような体制を整えました。

最後に、生徒指導提要で示されている発達支持的生徒指導とは、教職員が児童・生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と、社会的資質・能力の発達を支えるように働きかけるということで、具体的には、日々の教職員の児童・生徒の挨拶、声かけ、励まし、称賛、対話、そして、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけの事です。こうした発達支持的生徒指導が学校全体で共有され実践されるよう、生活指導主任会や若手教員育成研修、中堅等資質向上研修などを通じて、教員一人一人の意識を変えていきたいと考えます。この考え方は、ダイバーシティ&インクルージョンや、SNS上のトラブル回避にもつながる基礎的な事項と捉えております。

今年度も引き続き、効果的ないじめ防止対策につながるよう努めてまいります。

○こんの委員長

報告が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

今期、今回で最後だと思うのですが、初めて調査結果の公表を希望されるということで、私は初めてこういったものを読ませていただきました。分からないこともあるので、まず全体について伺いたいと思います。まとめて伺いますが、2つの事案で、保護者の方は2名です。公表を希望した趣旨というのは何なのか、もしそういったことを教えていただければお願いします。この調査結果に納得がいかないから世間に公表して、ぜひその判断を仰ぎたいというご趣旨なのか、それとも、そこまでは聞いていないので分かりませんということなのかが一つ。

それと、調査結果の起草をされたのは誰なのか。すごく細かいことを言いますが、誤字脱字が3件あったのです。つまらないことを言っているかもしれないですが、11ページ、イに、多分、「この点については」となっているのですが、「この点に」ということですね。それと13ページ、これもちょうど中段ぐらいのところ、「保護者らの不安等を除去が必要である」と書いてあるのです。「除去することが必要である」ということなのでしょうか。

それと、こちらの事案2というか、事案番号05-11、14ページ。これも(6)のところ、7行目ぐらいですが、「グループに入れなかった児童に対して」のところ、「入れなかったの児童に対して」となっている。

なぜこんな細かいことを言うかという、これは公表されているのです。これを保護者の方、当該の保護者の方が読んだときに、幾つかの方の目を通して、特に教育関係の方、弁護士等が書いたものを、どこかの段階で直さなかったのでしょうかという、少し不信感を覚えるのではないかと。

私が一度読んだだけで3つありました。ほかにもあるかもしれませんが、こういった誤字脱字があるということに対して、別に教育長に答弁を求めるわけではないですが、教育長が諮問して、答申

するということになっていますから。これは受けたものは直せないということなのか、今3つほど指摘しましたがけれども、これはもう直さないということ、そのまま答申を受けたとか、そういうことなのか、事務局としてこれをしっかり読んで、そういった結論になったのか、いただいたものをそのまましますということになったのか、教えていただきたいというのが2つ目。

それと、これも分からないのですが、被害生徒の方をVとして、加害生徒のことはAとして表記していますけれども、VとAというのは何を意味しているのか、XでもYでもいいのですけれども、Vというのはv i c t i mとか、そういう意味のことを言っているのか。その辺り、なぜVという表記なのか、まず全体的なところを教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、公表希望の趣旨についてですけれども、国のいじめの重大事態のガイドライン上では、事案については公表が望ましいとされています。それは再発防止に努めるためにということでございます。そうした趣旨を保護者に説明いたしまして、そういうことであればということでご納得いただき、公表を希望というか、公表について許諾をいただいたという流れでございます。

それから、この答申について、誰が起案をしているのかということですが、執筆しているのは、いじめ対策委員会のメンバーでございます。当然その中でお互い見合っ、て、こういう表記についても確認をし合っているところです。最後、答申前には事務局にも事前の情報提供がありまして、こちらでも誤字も含めて内容等を確認させていただいているところですが、ご指摘いただいたとおり、今回3点について確認漏れがあったということですので、これは決して直せないということではなくて、気づいた点で我々も複数箇所を指摘はしているところですが、最終的なところで漏れてしまっているところですので、確認の際には、二重三重にチェックを行っているところですが、今後はより一層確認をしていきたいと考えております。

最後、被害児童、また被害生徒をVという表記で表していますが、これはv i c t i mのVの頭文字を取ってございます。それ以外の児童・生徒については、アルファベット順にABCという記号を付しているというものになります。

○あくつ委員

最初のご趣旨では、基本的には法律上というか、立てつけ的には原則公表すべきものだと。その目的は再発防止だということですので、多くの方の目に触れてほしいという趣旨だと思うのです。再発防止が誰に対しての再発防止なのかは、私はよく分からないのだけれども、多くの方がこれを読んで、再発を防止するということだと思うので、二重三重のチェックということがありました。初めて読ませていただいて、こんの委員長と意見交換させていただいて正直に申し上げると、本当にたくさんの方の目を通したのだろうか。大丈夫なのだろうかというそこがいわゆる信頼度というところになってくると。

つまらないことを言っているようですが、そういうところが非常に気になったので、あえてご指摘をさせていただいたので、次に我々の目に触れるかどうか分からないのですけれども、そこところはぜひチェックをお願いしたいと思います。

あと、中身についてなのですが、いろいろあるのですが、一つは最初のところの事案で、教えてほしいということ。被害児童のVと加害児童のAという方がいて、加害児童のAも、Vの様々な言動によって傷ついているということがあったのですけれども、そのことについては、一部いじめとして認定をしているということがありますが、これは被害児童からすれば、いじめとして認定されたようなことをされたということであれば、リアクションとしてそういった対応を取ることはあると思うの

です。

法的にはその前後関係をあまり考慮せずに、けんか両成敗と言葉はありますけれども、これは個別に一つ一つを単独の定義に当てはめて、いじめとして認定をしているのですが、そういういじめ両成敗的な形で、それを被害児童の親に、いじめとは言っていないけれども、そういったことが見られるのでということを伝えたら、後にそれは不本意であるというような、保護者からはそういったことが伝えられているということが書いてあります。

私はそれは当たり前だと思うのです。自分の子どもがいじめられているということでお話をしているのに対して、いやいや、あなたのお子さんも、いじめに認められるようなことをやっていますよと言われていたら、当たり前、それで信頼関係も失われていくのではないかと。そのところについて、結論として11ページにありますけれども、当該校においては事実関係を、先ほどもご説明ありましたが、当該校の方針を示し、各保護者を安心させるとともに、保護者らが他方当事者を過剰に排する等の要求をするまでの精神状態に至らせないように、当該校として対応できることとできないことを明確に示すべきであったと思われる。こういったことが指摘をされているのですけれども、非常にこれは難しいと私も読んでいて思いました。

全体的に、2つの事案を通してなのですけれども、この再発防止に向けた提言と、質問が前後して申し訳ないのですが、対応についての評価のところを見て、果たしてこれを受けた学校側、そして保護者、教育委員会は、具体的にどのようにやっていけばいいのかというのは非常に難しいなというのが、拝見させていただいた私の感想です。

先ほどご説明ありましたが、2つ目の事案の15ページの発達支持的生徒指導、これも本委員会における答申において複数回提案していると。これは初めて読むから、こういうことを何度も提案されているのだなと思ったのですけれども、先ほど最後のご説明にあったところでは、ある意味、物すごく基本的なところをおっしゃっているように私は聞こえた。日々の学校生活の中で、教員・学校が各生徒の状況を細かく見ていく、そういった意識改革を行っていくという先ほどの説明でしたけれども、今の学校はそういうことが非常に難しいのか、それは教員なのか学校なのか、よく分からないのですが、そこについては、今それもできていないのかと。

先ほどのご説明を聞いていても、それを複数回、何度も提案されているというところに私は衝撃を受けたのですけれども、今、取り留めもなくいろいろなことを申し上げましたが、特に最後のところですが、そこについてどのように今、教育委員会として、そういったことができていない、複数回、何度も提案を受けているということですが、そこについてのお考えを伺いたしたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

今回の2事案につきまして、いわゆる被害と加害がひっくり返っている事案もあるということで調査結果が出ていますけれども、子どもたち同士の日常の人間関係の関係性の中で、いろいろな言動があり、やったりやられたり、言ったり言われたりの中で、傷つきがそれぞれあるというところで、日常的にもいろいろな形でいじめというのは発現しているということになります。ただ、その傷つく度合いが大きいときに、こうした重大事態に発展していくという点がありますので、そういったことがないように、子どもたちへの指導も現在しているところです。

発達支持的生徒指導のところでございますけれども、令和4年に改定された生徒指導提要に、本当に重要なこととして掲げられているものでございます。全ての教員ができていないかということではなくて、たくさん教員がいる中で、またたくさん学級、子どもたちがある中で、なかなか統一した指導が

十分にできていないという可能性というのが、ここに指摘をされているというところだと捉えています。全然どの先生もできていないということではなくて、一部にそういった生徒指導が不十分なために、こういう事案に発展していくというところで、事案を共有しながら、この発達支持的生徒指導に努めていきましょうという働きかけを教育委員会もしているところでございます。

昨年度から、いじめ予防プログラムとして教員研修を年10回やっていく中で、この発達支持的生徒指導と、あとは前向き行動支援という言葉で伝えているのですが、子どもたちのよい行動を増やして、悪い行動を減らしていきましょうと。そういった視点を持ちながら、学校経営、学級経営を行っていきましょうということを働きかけて、繰り返し伝えているところです。

今後この成果が表れるように、我々もしっかりと学校の取組を注視して見ていきたい、また支援していきたいと考えております。

○あくつ委員

全ての教員ではなくて、一部の教員が生徒指導提要に載っているようなことが実際にできていないから、これから研修等でそういったところを改善していくという、指摘を踏まえてのそういった対応をされるということだったのですけれども、これで最後にします。たくさんあって切りがないのですが、私も教育の専門家ではないからということもありますが、でも読んでいて、私の中では全然理解できないところがたくさんあって、最後に2つだけ教えてください。

1番目の事案の13ページなのですけれども、提言のところ、保護者は教育の専門家ではない。中段ぐらいです。学校において積極的に状況の確認・整理をし、保護者らの不安等を除去することが必要と、最後の結論のところにもあるのです。とはいえ、教員それぞれがいじめを含む生徒間の様々なトラブルについて適切な解決方法を知っているものとも思われなから、区教委としても、先ほどあったような研修機会を設けるべきであると、二段論法的な感じになっている。

保護者らは専門家ではない。学校のほうでしっかりやってください。でも学校も解決の専門家ではない。だから教育委員会がやってください。こういった提言になっているのですけれども、そこについて、教育委員会が責任を持っていくのかということなのかどうか。先ほどもありましたけれども、私にはそのように読めてしまったので、そこについての見解を最後に伺って、終わりにしたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

いじめ対応の中には、重大事態に至るような、複雑なおかつ解決が困難なケースというものもございます。そうした中で、今、若手教員も増えている中で、基本的には学校が、学校いじめ対策委員会といった組織の中で解決方法を考え、保護者とも対応していくと。なおかつ児童・生徒に寄り添った対応をしていくということが求められるわけですが、困難事例になると、学校がなかなか解決方法をうまく示せなかったりとか、考えられないということが出てきます。

そうした中で、教育委員会による研修や支援というものが重要になってくると考えておまして、研修の充実と、昨年度から教育総合支援センターに弁護士に勤務していただいておりますが、学校にも赴いてもらって、事案の解決に向けての助言をしているところです。

そういった意味では、教育委員会がしっかりバックアップをして、学校がしっかり対応できるような取組、仕組みづくりというものを昨年度から進めておまして、最終的には教育委員会が責任を持って対応していくということが求められていると捉えております。

○あくつ委員

最後と言いましたが、その前に2つお聞きするというのが、1つ質問し忘れてしまったので、それも

伺います。

今のお話を伺っていると、報告の途中でも出てきますけれども、その報告書自体が事実関係と学校の判断の区別ができていない、それもしっかり是正すべきであるという提言もありました。今言った、弁護士がこうやって入ってというのがあります。先ほど教育に詳しい弁護士というお話がありました、教育論といわゆる法的なもの、そういったものがいろいろ混在しているというか、報告書を読んでも、どういうアプローチで解決していけばいいのかというのが非常に難しいというか。弁護士がいらっしゃることなので、今そういったところを構築中なのかなと思っております。

最後に、さっき聞き忘れたのが、1番目の報告書の14ページのところ。本件では学級のみならず、部活動における人間関係等も影響したものと考えられると。私もずっとこれを二、三回読んで、部活動が影響したというところの記載が何もないのですけれども、それは変な話、文脈の中で読み取れという話なのか、それとも、それははじめ対策委員会の中では共有されているけれども、ここにはあえて書く必要がなかったということなのか、要するに、全て網羅的にここには書いてあるということではないということなのか、その辺りを最後に教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

本事案について背景を探ると、部活動の中の人間関係というものも、学校へのヒアリング等で分かってきたところではあるのですけれども、本件いじめとして認知をしたものと直接的な関係はないということで、ここには全体を通しての網羅的な記載はされていないということでございます。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

あくつ委員の質問の冒頭というか、前半のところと共通する問題意識を持っておりまして、そのことをお伝えしたいと思います。これは公表されているものなので、広く多くの方が見る。そのとき、どう受け止めるかというのは大変大きな問題だと思うのです。被害生徒のことをVと言っていて、加害生徒のことを加害生徒Aとか、周辺児童Bとか、枕言葉があつてのアルファベット表記になっています。

途中のセンター長の説明でも、最初はVの方について、Vと言っていたのが、途中から被害生徒Vという形で表現された場面もありました。第三者で受け取るものとしては、圧倒的に被害生徒の立場に立って教育委員会が対応すべきだと思うので、そういう意味でも、被害生徒Vに対してもっと寄り添った形で、こういう公表はすべきだと思うのです。一般的な受け止めとして、Vと、もう一方は、加害生徒Aとか、そうすると、それだけを比較したときには、加害生徒は生徒だから身内だと。VはただのVだから、身内でも何でも無いというような受け止められ方もされてしまうのではないかと思うのです。

そういう恐らく違和感もあつたから、ご説明の中では被害生徒Vということで、枕言葉というか、名前を入れていただいたのだと思うのですが、そういう意味でも、僕はここも訂正すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

この報告書を執筆しているのが弁護士という立場の方で、ある意味、専門的な形での表記もなされているかと思えます。言い回しも含めてですけれども、今ご指摘いただいた点につきましては、品川区いじめ対策委員会にもお伝えさせていただき、今後、答申として上がってくるものについては、検討いただくように申入れをしたいと考えます。

○田中委員

ぜひ申入れをしていただきたいと思います。同時に、最初、こういう表記を見た、報告を受けた教育委員会として、専門的表現だから致し方ないと思ったのか、そこはもっと丁寧な表現で書くべきではないかと思ったのか、その受け止めはどうだったのでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

あくまで調査結果を出すのが品川区いじめ対策委員会ということですので、誤った表記や誤字脱字については、しっかりと我々のほうでも見るように、これからもしていきますけれども、こうした細かな表現についてまでは十分に見切れていなかったかなということが、今ご指摘をいただきまして分かりました。その点も含めて今後、受け取る際には、しっかりと被害側に寄り添った表記・表現になっているかということも、併せて確認していきたいと思います。

○田中委員

すみません、最後、再三で恐縮なのですが、これまでの過去の反省があったと思うのです。いじめを受ける子どもと、いじめをしてしまう側の子ども。どうしてもというか、当然、いじめを受けた子どものほうが、それをシビアに強く受け止めるわけで、その子どもの立場に立った対応をすべきなのだろうと思いますが、これまではこういった定義も曖昧で、また、第三者で大人である先生が加害者・被害者の子どもを見たときの、大人としての受け止めもまた違ってくる。その辺の定義がはっきりしなかったのが、いじめを見過ごしてしまったり、場合によっては、これはマスコミ報道なのかもしれないですが、いじめを隠蔽したりというふうに捉えられかねない実情もこれまでありました。

そういったことを改善するためにも、しっかりこういう定義もして、また品川区教育委員会や、あと区長部局にもいじめ対策の窓口をつくっていただいたりとか、そういう流れがある中でこそ、私はこういうVという言葉ではなくて、きちんと、いじめられてしまった子どもにさらに寄り添って表現していただかないと、客観的に見た人から、そこまでの対策をきちんと本当に取っているのか、いじめ隠蔽対策、いじめ対応の体質がまだ残ってしまっているのではないかと取られかねない表現だと僕は思いますので、そこはそうではないということを、区長をはじめ、また教育委員会、教育長、結束して対応されているわけですから、そのような見られ方をしないような表現に、ぜひしていただきたいと思います。要望で終わります。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

まず、事案番号05-09のほうなのですけれども、この資料の中に、当該校内に複数人での対応チームがあればよかったということや、担任外の立場など、双方の場面に関与しない第三者による介入があると、問題の所在が見えやすくなっていたというような記載があります。様々な要因が重なり合っておりますし、文脈から読み取るしかないのですけれども、一体どのような体制が望ましかったのか、これからの取組も含めてお考えをお聞かせいただきたいと思いますというのが1点。

それと、教員への過度な負担を減少させるような対応を試みるなどの方法の検討とも書かれております。今申し上げた第三者による介入というところと、私はつながってくるかなと思っているのですが、1点伺いたいのが教員の負担について。7ページのところに、保護者が22時台に担任教諭に架電をしておられるという記載がありまして、どのような状況の場合に、担任の携帯電話なのかなと思われるのですが、番号を保護者と共有しているのか、また、今回のような事案を受けて、担任に対して、教員に対して、研修を増やすということもいいのですけれども、どんどん研修が増えていくような印象も

ありますので、何かお考えになっているところがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

事案番号05-09の事案についてですけれども、担任教諭をしていた教員が、自分のクラスの子どものからの訴えを学校行事の前日に聞き入れて、学年主任とも検討しながら対応していったというケースでございます。これが、時間が夜間、しかもかなり遅い時間にもわたっているということで、この点については、対応としては適切ではなかったと考えているところです。

i P a dの使い方についてですけれども、基本的には授業の中で使うもので、家に持ち帰った際には、課題をやるものということで取決めを各校でしているはずでございますので、こうした個人間でのやり取りが夜遅くに行われることのないように、改めてi P a dの使用方法について周知をしているところでございます。

教員の過度な負担というところがございますけれども、この学級を持たれていた担任は、正義感も強く、何とか解決しなければという思いも非常に強い教員でございました。そういった意味で、学校管理職のほうも把握はしていましたが、対応を一定程度任せていたということがございましたので、あくまでいじめ対応は組織でやるものだとすることを、当該校にはこの答申を受けて指導・助言をしているところでございます。

その後、この学校では、毎週いじめ対策委員会を開いて、かなり丁寧に行っている、それぞれの事案について丁寧に対応策を考えて検討しているという報告を受けておりますので、今後誰かに頼ったような対応ではなくて、組織として行うことが大切であるということ、本事案を一つケーススタディーとしながら、全校に広げていきたいと考えております。

○西村委員

校内委員会ですとか、学校いじめ対策委員会を組織的に機能させるということも資料に書かれておりましたし、先生ご自身が何とか自分でしなければと思過ぎないように、組織で動いていただきたいというのは切にお願いしたいと思います。

こういった担任と保護者の間、もしくは学校と保護者の間での関係性を良好に築くことができなくて、学校側の対応が保護者側に伝わっていないこともあるのではないかと感じておまして、少しお話が飛躍してしまうのですが、先日の立川市で保護者の方が学校側に来て、暴力を振るったということもあったので、そういったことを受けて、教育委員会としてのお考えがあれば、あと、この間の立川市の事件を受けて、何か動いたことがあればお知らせいただきたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

保護者は、自分の子どもがいじめの被害に遭っているとなったときには、保護者の心情として、相手を許せない気持ちであったりとか、学校に対しての反発であったりとか、要望が強くなったりとか、そういったことは今後も想定されます。

それを未然に防ぐために、4月当初の保護者会等を通じて、学校のいじめ対応方針についてしっかり伝えて、何か子ども同士でトラブルがあったときの対応について、まずは事実関係をしっかりと把握することですとか、保護者と連携をしていくことですとか、そういったことを事が起こる前にしっかり説明することが大切であると、いじめの重大事態のガイドライン等にも書かれておりますので、その点、昨年度末には全学校に周知をして、今年度取り組むように働きかけを行ったところでございます。

立川市の小学校の事案について、様々な報道が今なされているところですが、とにかく不審者対応という点では、東京都からも通知がありましたので、全ての学校に周知をしているところです。た

だ、きっかけとなったことがいじめの対応だということが、報道で少しずつ見えてきたところですので、この事案についても一つのケーススタディーとして、品川区立の学校が同じような被害と申しますか、事故に至らないように、研修等も含めて働きかけをしていきたいと考えております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

まず大前提として、学校の先生方は日常、非常に一生懸命にご指導を行われているということを理解させていただいているのと、あと教育委員会も、学校に様々な形でアドバイス、支援をしていただいていると理解して、本件については感謝しているというところを前提に、お話させていただきます。最終的に再発防止と、結果、被害を受けた児童・生徒の方が登校できるようになるということが本当に大切だと思うので、そこを目指してこういった対策をしていただいていると認識しています。

1 個目の事案の 1 2 ページで、疑いの段階から事実確認をとという点と、もう一つは次のパラグラフ、イの途中ぐらいで、責任を背負い過ぎたというところと、それから、対応チームをつくったほうがという 2 点に関しては、かねがね言われていたことでした。芽がほんの少しあったところに対応すべきだったとか、あともう一つは、抱え込んだだけで情報共有されずに、事が重大化していったということとか、あともう一つは、抱え込んだだけで情報共有されずに、事が重大化していったということなので、その辺の認識を、現場の方々は持つておられると思うのですけれども、結果としてどうしてもこのようになってしまったということに関して、どのようにお考えになっているかということが一つ。

それから、最後のほうかな、改めて出てきたのかな、1 1 月に区教育委員会が保護者からの相談で把握したという部分が 1 個目の事例であったのですけれども、これはどのぐらいの時点で学校現場は区教育委員会に連絡をするというか、こういうことがありましたとか、今調査中ですかとかというのを、どのぐらいの時点で言うことになっているのかということと、その判断は当然管理職の方だと思うのですが、その点をお尋ねします。

○丸谷教育総合支援センター長

まずは、いじめの疑いの段階からしっかり確認して対応していく点、これは早期発見、早期対応につながるものだと考えております。また、組織的に対応チームでということも、東京都から出ているいじめ総合対策にも記載があるとおり、学校でも、学校内で研修も行っているところですが、そういった意味ではなかなか、それでも事案が発生してしまうという現状はあるかと思えます。

今回こうした公表できる形で、事案の調査結果が出ましたので、この調査結果については、公表版を各校にも周知しているところでございます。これはケーススタディーとして、しっかりと自分の校内の取組を見直して、自校で発生しないように努めていくということで、こちらも指導を徹底していきたいと考えております。

また、いじめ事案の区教育委員会への報告についてでございますけれども、学校がいじめとして認知をして、毎月、その月の分の月明けに、1 か月分まとめて報告することになっております。その中でも、特に保護者とのやり取りがうまくいかなかったりとか、困難事例になりそうだというときには、定期的な報告を待たずして、我々教育総合支援センターの指導主事に相談をするようなこともあります。

今回は、恐らく学校行事の対応も、適切に学校はやっていたと思っていたので、ここまで発展するとは思っていなかったと思います。区教育委員会に保護者から相談があつて、区教育委員会と学校が連携をし始めるというタイミングになりましたので、事案によって様々なのですけれども、この事案につい

てはそのような結果になってしまったということでございます。

○高橋（し）委員

教育委員会として、現場のバックアップをしているというところは理解しました。常にこれからも密接に連絡を取っていただいて、先ほど言ったように月明けの報告があって、それを単に受けるだけではなくて、そこからしっかりとアドバイスということをしていただければと思います。

先ほどから研修の話が出ています。研修がたくさんあって先生方は大変だと思うのですが、今後どのような形で教員に研修をするのか。議員に対するある研修で、防災の研修がありまして、東日本の震災があったときに、現実には、ある地方議会の人々がどんな行動をしたかという手記がありまして、これをもとにしたと。そういうのを読みながらグループワークをして、議員の行動のどこがよくなかったか、どこがよかったかというグループワークをして、それで改めて共通認識を持つということを行ったのです。恐らく教育委員会の方々は考えていらっしゃると思うのですけれども、これを教材と言ったらいけないかもしれませんが、これを一つの経験として、ここで先生方が自分事にしていただくような研修の方法も、恐らく検討されていると思うのですけれども、ぜひそういった形でやっていただければと思います。これは要望で、終わります。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○せらく委員

今回の公表について質問させていただきたいのですけれども、しばらく重大事態の認定があっても報告書が公開されていなかったというところで、区教育委員会として、いじめの再発防止のために、公表を後押しするようなものと捉えてもよいでしょうか。その場合に、ガイドラインに関係者の意向確認というところがありました。被害者側とその他の関係児童等とございまして、これまで非公表だった事案で、被害者側は公表していいという意向だったけれども、そのほかのところでは公表の許可が得られなかった、そのような状況となったことはありますでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

調査結果がいじめ対策委員会より出た際に、保護者に送付させていただいて、基本的には公表の趣旨について説明した上で、希望を取っているところでございます。

これまで非公表とさせていただいたものにつきましては、被害に遭われたお子さんのご家庭の意向が全てでございまして、その他の関係する家庭への確認というところまで至っていないというものでございます。そういった意味で、後押しといえますか、趣旨をきちんと説明して、確認を取っているというところでございます。

今後、複数事案がまだ残っていますので、こうした公表について意向の確認をしっかりと取りながら、被害児童・生徒に寄り添った対応ができるように努めてまいりたいと思います。

○せらく委員

被害児童・生徒に寄り添ってということなのですからけれども、これまで非公表というものが多くなっております。先ほどあくつ委員がこの内容を皆さんに見ていただきたい、納得できないからというところがあったのかという質問をされていたと思うのですけれども、私は逆なのかなと思ってございまして、非公表となっている方が、内容に納得できないから公表したくないのかなと考えたところでした。特に質疑ではないのですけれども、今後とも被害児童・生徒と保護者との信頼関係というところがすごく重要だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○山本副委員長

私からも質問させていただきます。

まず今回、調査結果がこのように公表されたことは、どのような調査が行われているかということが分かってきたということで、一歩進んだと感じております。一方で、この答申書にも書いているように、まだ改善すべきことが数多くあるのではないかと思います。ほかの委員の方もおっしゃっていたとおりかなというところでございますけれども、まず一つあるのが、05-09事案のほうなのですが、いじめ発生から最終的な答申まで、かなり時間がかかっているというところでございます。

3ページ・4ページに、調査した日時や内容が書かれておりますが、4ページの上のほう、令和6年の7月4日以降も調査内容の精査、報告内容の確認ということで、このように時間が経過しているというところで、非常に長く調査されているのだなというところでは、これはタイミングとしては、恐らくいじめ対策委員会がそれぞれ開催されているタイミングにおいて協議されているからということで、令和6年7月という、2回開催ですとか、月二、三回ぐらい行われている委員会のタイミングにおいて議論しているということで、このように進んでいるのかなと私は推測しているのですけれども、何が言いたいかという、時間がかかってしまっていると。

一方で、子どもたちのこの学年は、その子にとっては1回きりの時間でしかないので、調査が終わるために1年かかってしまったら、その子の人生の中における学生生活というのはどんどん過ぎてしまいますので、ここの時間がかかり過ぎていることに対してどのように考えていらっしゃるか、短くするか、そういったことを考えられないのかというところが、一つお聞きしたいというところでは。

あともう一つが、このように答申をいただいている中で、最後のほうにある当該校および区教育委員会の対応についてのコメントと、あと、再発防止に対する提言というのは非常に重たいというか、しっかりとしたものだと思っておりまして、これが2つの事案でもこのように書かれておりまして、非公表のこれまでのものにも当然、それぞれの事案に応じてあると書かれていると思うのです。

令和4年度が3件、令和5年度は14件あって、令和6年度は5件あって、これは当然、まだ進行中のものもありますけれども、それぞれの個別の事案に応じたものに対してあるわけなのですが、そういったものは、まず一つは、公表はできないものなのかと。個別事案だからということですが、この提言だけ見ていると、必ずしも個人情報が特定されることもなく、どちらかという改善点がすごくエッセンスとしてあるのだとすれば、改善を促すために、これは多くの方の目に触れるようにすることがよいのではないかとということで、公表ができないかということと、あとは、私たちには見えていない、公表されていない中で提言されている中で、どのような提言を受けて、どのように改善を教育委員会や学校で取り組まれているかというのを教えていただきたいと思っております。

あと、大きく言う中での3つ目なのですが、せらく委員のご質問にもありましたが、調査を受けた被害児童・生徒の保護者の方々や、被害生徒・児童の方々に納得度の確認、調査に対する満足度の確認というのはやっているのでしょうか。納得や不満に対する感想はもらっているのかということ、これも、これまでも私は質問したこともあるのですが、そういったものがあるのか改めて確認したいのと、それは定量的に何かしら公表できないのかというところでお聞きしたい。

これの趣旨は、この調査手法自体を改善していくということも必要ではないかというところでお聞きする次第です。例えば時間がかかってしまっているというところ、最初に申し上げたようなところに対

して、被害児童・生徒の保護者の方が大きく不満に思っているというのが、例えば数多く、重大事案で調査されている方々が持っているとしたら、それは共通したものであり、もっと短期間でできるような仕組みに変えるべきなのではないかというような、改善に対する試みとして、そういったことができるのではないかと思いますので、お聞きする次第です。

○丸谷教育総合支援センター長

ご指摘いただきましたとおり、05-09番についてですけれども、諮問があつてから調査結果、答申が出るまで11か月、約1年かかっているというところは、課題として捉えております。おっしゃるとおり、子どもたちはこの1年の中でも成長していくわけですので、どうにか調査の期間を短くできないかという課題感を持ちながら、対策委員会の中でも話題にはなっています。

しかしながら、事案を調査していくにつれて、何がいじめで何がいじめでないかという判断をしたり、その意見調整に時間がかかったり、最終的に答申として文章化していく作業の中で、委員の先生方も様々意見があつたり、迷いがあつたりで、時間がかかっているという状況がございます。

区のいじめ防止対策推進条例の中でも、臨時委員を設けられるような条例改正もしており、臨時委員も増やしてはいるのですけれども、なかなか短縮されないというところが今課題にはなっているかなというところで、少しそういった意味では、効率化が図れるような方法というのも考えていかなければいけないという課題意識を持っているところです。

それから、非公表になっている事案についてや、同じように学校や区教育委員会の対応、それから再発防止に向けた提言について、いただいているところです。なかなか非公表という被害側の意向もあつて、公にはできていない状況があるのですが、事案をもっと個人等が特定できないような形にして、少なくとも学校間では共有できるように、今、取りまとめの作業をしているところです。一般に向けての公表というところは慎重にならないといけなくて捉えているのですけれども、少なくとも区立学校間では共有して、類似事案が起こらないような対策というのを打っていこうと考えているところです。

最後に、答申を受けた被害側児童・生徒、保護者の納得度といったところですけれども、特にアンケート等を取って確認しているものではございません。説明をしていく中で、現在は、保護者に説明するのは委員長が自ら行っているのですけれども、丁寧に説明をして、納得といたしますか、そこは丁寧にやっているところです。何か答申についての意見がある際には、意見書というものをつけることができますと案内をしています。その意見書を答申と併せて区長に報告するという手順を取っていますので、何か意見がある場合には、そういった意見書というものが添付されるという仕組みは整えているところでございます。

○山本副委員長

まず、時間がかかるというところについてのご答弁なのですけれども、おっしゃるとおり、いじめの判断をしていくに当たって、このように複雑な事案で、一つ一つ確認していかなければいけないというところでの時間がかかること、それから、最終答申案をつくるので文章を整えるというところに時間がかかるというのも、かかってしまう理由は分かるのですが、一方で、繰り返しになりますが、生徒・児童たちの時間は限られているというところで言うと、既存の枠組みでこのように、いじめ対策委員会を月何回か開いて、その中でやっていくというものだとすると、その時間を短くするというのはなかなか時には難しいのかもしれないというのが、私の思うところでございます。その枠組みを柔軟に変える、短期間で集中的に実態把握して、素早く変えていくような、大阪の寝屋川モデルのようなアプローチも含めて、ぜひ検討いただきたいというのが、いじめの事案の解決時間に対する思いでございます。

す。これは要望でございます。

次に、非公表案件の提言事案等の公表は難しいというところでは、理解しております。一方で、学校等に情報共有するために、まとめてやっていただくということは非常に大事なことですし、進めていただいているということで、よかったなと思います。ここにまさにいじめが重大化することの本質というか、そういったものが詰まっているというか、1件1件がその事案に該当するもので、ぜひそれを共有していただいて、同じように起こらないようにしていただきたいと。教師の方々の負担もすごく増えると思うのですが、そこは工夫しながら、しっかりと共有を進めていただきたいという思いでございます。

そして3つ目の、被害児童・生徒、保護者の方々の納得度に対するところなのですが、私は重大事案に遭われた方、遭われた保護者の方から直接ご相談を受けておまして、その思いをお聞きしておりますので、この場で述べさせていただきます。個別事案には、分からないように、もちろん気をつけて発言させていただきますけれども、その方が言われているのは、これは一つの事案でございまして、全てではないですが、少なくとも私がお聞きしている一つの事案でございまして、学校の調査において、被害児童・生徒に寄り添っていない、加害者擁護と感じたというところが一つございました。

それから、いじめ対策委員会の調査が、特に加害者側の聞き取りがあまりなされていなくて不十分なのではないかと思われたという声もございました。

それから、いじめ対策委員会の中立性に問題があるのではないかとお感じになっていると。これは、そもそも学校側に寄り添うというか、被害生徒・保護者側にあまり寄り添った進め方をさせていただいていないのではないかと感じたというところがございました。

それから、委員会の方からの被害生徒の保護者側への連絡が不親切だということもお聞きしました。というのは、いじめ対策委員会での聞き取りのときの日程の提示が、開催日の数日前にいきなり知らされるということで、その保護者の方は働いていらっしゃるもので、通常すぐには参加できないという状況の中で、そのような連絡の仕方だと、本人では行けない、代理人に行ってもらわざるを得ないという話がありまして、そういったコミュニケーションを取るということも、もっと寄り添っていただきたいという話もございました。

さらには、今後の見通しです。今後どのように調査が進むのかということも示していただけなくて、ただただ待っているということで、将来どう調査されるかが分からないことでの不安感みたいなのがあるといってございました。

そのような声もございましたので、これに対してどのように思われるかということをお聞きしたいです。

繰り返しになってしまいますけれども、その方は同じように、委員会は月に数回の開催で、1回が3時間程度だから、複数の案件に対する調査で審議の時間が限られているので、結果としてどんどん時間がたってしまうということで、先の見通しが見えないので、その方の生徒に対しての先が見えないところでの不安がすごくあるということでの思いもあったというところでございます。このような声があったことに対してご答弁いただきたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

今お話しいただいたようなご不安やご意見があるというところは受け止めていきたいと思っております。例えば日程調整の部分ですとか、これは直前になることもあるのですが、複数日を提示して、ご都合のよいところを日程調整させていただいているところではございますけれども、そのように受け止められないように、こちらとしても丁寧な対応をしていきたいと考えます。

また、見通しがなかなか持てないという意味では、調査に時間がかかるということも、説明は事前に

行っているのですけれども、いつまでにとりものはなかなか示すのが難しいので、そういった意味では、不安に感じられるというところもあろうかと思えます。そうした保護者の不安がないような形で説明もしていきたいと考えます。

国が示している調査のガイドラインがございますので、これに沿って、被害側のご家庭や加害側のご家庭への説明を、今丁寧に、ほかの事案についても行っているところがございます。こうした国が示しているものによって対応するということが、一つ大事なかなと思えますので、今後も引き続き、そういったご意見もしっかり受け止めながら、対応は進めていきたいと思えます。

○山本副委員長

私も、ここまで区として、区教委としても、様々な対策を取ってきていただいていると思っております。デジタルを活用して、ダイケンだったり、いじめDアンケートだったり、予防、早期発見等の対策をしていただいております。改善が進んでいると思うのですけれども、それは、そうしていただいております。現場の教職員の方々も、多くの方がそうやって尽力されているという状況も分かっている中で、あえてこのような話もさせていただいているというところがございますが、いじめの重大事案に遭われた児童・生徒や保護者の方々の気持ちというのはこのようなどころがあるということ、改めて理解していただきたいのと、それに、公表された2事案の中にも出てきていますけれども、信頼関係とか、より被害者の皆様に寄り添う気持ちとかというのがすごく大事になってくるのかなというところで、そういった一つ一つのところを丁寧にやっていただきたいというのは、改めてご要望させていただきます。

あと、具体的には、そういった方々の声をしっかりと聴けるような仕組みを中に入れていただきたいですし、意見書といっても、しっかり思っ書かかという、よほどの思いがないとなかなか書けないと思えますので、皆さん実は同じように思っているかもしれないけれども、書かないという状況になっているかもしれないので、そういった方々の声をどうしたらもっと聴けるのかというのを考えていただきたいと思えます。

あと、技術的には、専門家の方々の力をもっと借りていくということで、寝屋川市のような、専門職員の方々に常駐してもらって早期発見に結びつけるようなことを、もう一步踏み込んでご検討いただくことを要望して、私の質問を終わります。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

では、1点、私からもお伝えさせていただきたいというか、2つの案件の報告書で、各委員からの質問をお聞きして思っことは、事案が発生した、その被害と感ずるお子さん、保護者の方が、まず担任の先生に相談をする、学校に相談をするといったところから、いじめの対応が始まると思うのですけれども、そのときに、結果としてコミュニケーションが取れなかったという提言、指摘があったりというのを見ると、最初のいわゆる主訴の正しい捉え方、聞き取り方、そこを私は非常に課題として捉えるところです。

これはいじめの案件に限らず、区の様々な相談窓口でも言えることだと思っております。何を訴えているのか、何を希望しているのか、何が困っているのか、そうしたところの主訴が正しく捉えられないと、要らぬ方向に、またそれが次の人が聞き取ったときには、全く別のものに聞こえたりというようなことが起こってしまう。正しく主訴を捉えていく力が必要だろうと思っております。その辺についてはどのように捉えていらっしゃるのか。

また、これから教員研修、これからというか、これまでもされていたというところですが、主訴を正しく捉える聞き取り方といったところを強化していく必要があると私は思うのですが、その辺のところは、これまでどのように研修をしてきたのか、今後その点についての研修はどう考えるかといったところを教えていただきたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

本日ご紹介した2つの事案は、担任教諭の取組がなかなかうまくいかなかったというご指摘をいただいているところです。ご指摘のとおり、主訴の正しい捉え方や、保護者が何を望まれているか、お子さんがどのようなことに困っているか、そこをしっかりと聞き取るということが大事とは考えてございます。例えば1人で聞き取るのではなくて、複数で聞き取りを行うとか、記録係もしっかりつくとか、そういった組織で、複数体制で保護者との面談や子どもへの聞き取りも行うということは、研修の中でも伝えてきているところです。

さらに、課題となっているのが、子どもが訴えていることと保護者の要求が異なるということも様々ございます。子どもはそこまで深く考えていない、今回の答申にもありましたが、話が大きくなっていると子どもが捉えているけれども、保護者がクラス替えを要求してきていたりとか、そうしたときに、学校が対応方針を保護者に丁寧に、子どもを中心に据えながら、解決策と一緒に考えていくという姿勢が大事だと考えていて、その辺りも研修の中で、こういった一つの困難事例といいますか、保護者の考えと子どもの意見が違った場合にどうするか、そういったことも併せて、対応の仕方について研究といいますか、ロールプレーも含めて実践的に学んでいく、そんな研修も今必要だと考えてございます。

相手の要求を全てのみ込むのではなくて、学校としてできること、できないことをしっかり明確にした上で対応していくということも、随分前から言われているのですけれども、そういった意味で、4月の頭にしっかりと説明するというところに今つながっているのですが、今後、同じような事案がないとは限りませんので、こういう訴えがあったときの対応については、委員長おっしゃっていただいたような主訴の正しい捉え方、聞き取り方というところを大事にしながら、早期に解決につながるような対応を進めていきたいと思います。

○こんの委員長

今おっしゃってくださった研修とともに、ここに書かれている、学校が相談をしました、こういう事案が発生していますといった情報共有がなされた後、教育委員会からはアドバイスという形でされている。ここのところがどうなのでしょうというのも、もう一つ感じるところです。

アドバイスだけで終わってしまっているのか、実際に学校でいじめ対策委員会というのがあるので、そこを飛び越えて教育委員会が被害者とか加害者に聞き取りをするというのは、まだ少し違う動きなのかなとも思うのですが、要は、研修をしたからできるでしょうではなく、実際に品川区の教育委員会として、こういう事案はこういう対応をしていくのだという態度でというか、そういうので示していくということも、私は必要なのかなと。学校で聞き取って、こんな事案があって、それはこういう対応をすべきですよというアドバイスだけで終わるのではなくて、一緒に対応していくということも必要ではないかと思います。

結局、最後、教育委員会が責任を取りますというご答弁もさっきあったのですが、報告書を読むと、結果的には学校の責任のことで事案を終えているというか。そうではなくてといったところの実際に起こっている事例の中で、さっき言った主訴を聞き取って説明するところは、説明できるところ、対応できるところを明確に、できるときとできないときとあるかもしれないですが、そういう対応ということ

は、実際に一緒に動かれるというほうがよろしいのではないかとも思われるので、そうしたところを今後考えていったらいかがでしょうかというところですが、最後、お願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

学校との情報共有の中で、教育委員会として指導・助言を行うということは、通例のところではございますけれども、今回ご紹介した2事例以外にも、実際に指導主事が学校訪問して保護者と一緒に対応したりとか、そういったケースは、この2事案も含めてですけれども、ございます。

一方で、教育委員会として事案を俯瞰的に見ながら、全体のバランスを見ながら適切な対応方法というものを指導・助言していくという役割も我々は担っておりますので、現場で対応する者と、俯瞰して見る者と、そういったところで、教育委員会の中でも役割分担をしながら、今、対応を進めているところです。

また、いじめ問題を専門とするスクールロイヤーも定期的に来ていただいておりますので、実際に指導主事と一緒に学校へ訪問して助言をしながら、場合によってはスクールロイヤーも立ち会うようなケースもございます。そうした第三者の介入も含めて、事案について保護者に納得できるような説明というものをご心にかけているところでございますので、今後も引き続き教育委員会として、ただ言うだけではなくて、一緒に考えながら対応できるように進めてまいります。

○こんの委員長

どうぞよろしくお願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

それでは、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時16分休憩

○午後3時30分再開

○こんの委員長

それでは、ただいまより文教委員会を再開いたします。

(4) 朝の児童の居場所確保事業試行実施について

○こんの委員長

次に、(4)朝の児童の居場所確保事業試行実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○三輪子ども育成課長

私からは、朝の児童の居場所確保事業試行実施についてご報告させていただきます。サイドブック資料1-4をご覧ください。

まず、項番1の目的でございます。

「朝の小1の壁」は、社会全体で真摯に向き合い、解決に向けて取り組むべき重要な課題でございます。区内でも校門の前で学校の開門を待つ児童が見られることから、児童の安全・安心の確保を目的に、朝の居場所事業を実施するものでございます。

次に、項番の2、試行開始日および実施校についてでございます。

源氏前小学校・戸越小学校は5月26日月曜日、豊葉の杜学園は振替休日の関係で5月27日火曜日

から開始いたします。

次に、項番の3、実施概要でございます。

受入れ時間は平日の朝7時30分から、学校ごとに定められた教室への入室可能時刻までとしております。なお、土日祝日、長期休業中等は実施いたしません。

居場所での過ごし方は、読書や自主学習などにより静かに過ごしていただきます。

見守りについては、委託業者が登校時間までの見守りとトラブル対応等を行います。

次に、項番の4、保護者への周知・利用登録でございます。

区のホームページや広報誌、各学校における保護者説明会を通じて周知をしております。利用に当たりましては、電子申請による事前登録をお願いしております。

最後に項番の5、今後の予定についてでございます。

先ほどの3校での試行開始後に保護者アンケートを実施しまして、利用実態を検証後、秋頃の全校展開を目指してまいります。なお、朝食の支援につきましては、試行の3校で今後実施いたします需要調査を踏まえまして、試行開始を予定しております。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

まとめて端的に質問いたします。

間もなく試行が開始されるということで、もう目の前に来ているところなのですが、まず、ここに書いてある4番目の保護者への周知・利用登録というところなのですが、もうこの利用登録は終わったのでしょうかというところが1点です。

それと、あとはプレス発表か何かでは、居場所については体育館という表記があり、どこかでご説明があったと思うのですが、居場所というのはどこのことを指されているのか教えてください。

3点目は、台風とか、あとは何か事件があって、受入れを中止するといった場合の周知についてそういったものは逆算すると、結構早い段階で決断しなければならないと。適切に周知する必要があると思うのですが、それはどのような仕組みを考えられているのか教えてください。

○三輪子ども育成課長

3点のご質問についてお答えいたします。

まず、登録の締切りにつきましては、5月10日において、今回の5月26日からの試行開始分につきましては、締切りをさせていただいております。

続きまして、見守りの場所につきましてはですが、こちらは学校によって設定が異なってございます。現時点で予定しておりますのが、源氏前小学校が図書室、戸越小学校が多目的室、豊葉の杜学園が和室を予定しております。

最後に、台風等により受入れができないということに関しましては、事前に分かり次第、保護者に対してメール等で周知を予定しているというところでございます。

○あくつ委員

1点目が登録は終わったということで、どれぐらいの申請を受けて登録をしたのか、各学校について教えていただきたいということ。

それと2点目が、今伺いますと、体育館ではない、いわゆるお部屋を用意するという事になったようですけれども、たしか以前体育館だと伺っていたような気がするのですが、こうなった経緯みたい

なもの、そもそもそういう考えだったのかというところも含めて教えてください。

最後、メール等でおっしゃいましたが、メールなのかLINEなのか。分かった段階でということですが、それはどの時点で、どれぐらいをめぐらしているのかもし分かっているならば、教えていただきたい。今は比較的LINEを使っている方が多いので、メールではなくてSNSという形でのところなのか、登録をどういう形でされているのか分からないのですが、その辺りも教えてください。

○三輪子ども育成課長

3点のご質問にお答えいたします。

登録の状況でございますけれども、各学校二十数名来ておりまして、合計で80名程度となっております。

居場所の設定の考え方についてですが、体育館というご案内をどこで差し上げたか定かでないところで、申し訳ございません。ですが、各学校との調整の中で、適切な場所を設定しようというところで、校長先生のヒアリング等を通じて設定をしているというところでございます。

保護者への案内につきましては、保護者への一斉通知メールを今考えているというところでございます。詳細については今検討中でございますので、よろしくお願いいたします。

○あくつ委員

最後に1点だけ聞かせてください。最後に朝食支援のところなのですが、今後実施する需要調査も踏まえ、試行開始を予定という言い回しになっているのですが、端的に言うと、朝の居場所に来られる子どもたちにアンケート調査をするということなのですか。それとも、何かご飯を食べてきたか聞いて、食べていない子には試行開始ということで、何か食べ物を配るということなのか、需要調査を踏まえ試行開始というところの詳細をもう少し教えてください。

○三輪子ども育成課長

需要調査につきましては、各学校、試行3校によって、保護者向けにどれぐらいの朝食支援を希望するかというところからの調査をしたいと考えてございます。

○あくつ委員

ということは、これは朝の児童の居場所を使っている子どもにとり、そのご家庭にということではなくて、今回試行する3校全体で需要を調査するという認識でいいでしょうか。

○三輪子ども育成課長

委員おっしゃるとおり、今使っていない方についても、朝食支援が始まった段階で使うということもあり得るかなと思いますので、幅広の調査をする必要があるかなと考えております。

○こんの委員長

ほかにごありますか。

○田中委員

目的のところなのですが、2つの文章がありまして、1つ目は、「朝の小1の壁」に重要な課題があるという表現。2文目は、始業前に校門で待つ児童が見られる。そういうところの需要があるので、朝の居場所ということなのですが、最初の「朝の小1の壁」というのは、朝の居場所対策をすることの解決にどう結びつくか、すみません、予算委員会等々で説明あったのかもしれないですが、改めてお伺いしたいと思います。要は、今の時点で朝、校門前に待つ子どもというのは、恐らく小学校1年生ではなくて、それ以上の既に学校に通うことに慣れている子どもではないかと思うのですが、目的の「小1の

壁」との関係性で、もう一回改めてご説明をいただきたいのですが、お願いします。

○三輪子ども育成課長

「朝の小1の壁」についてでございますけれども、保育園であれば7時半にお子様を預けられるというところがございますが、小学校に関しましては多くが8時以降に開門されるというところがございまして、そういった関係から、どうしても保護者や保護者の就業の状況に影響するというところがございます。

現状の小学校1年生がどれだけ校門前でお待ちいただいているかまでは、すみません、現段階で把握はできていないところではあるのですが、実際に登録の申請につきましては、小学校1年生の保護者様から多くいただいているところもございますので、そういったことを踏まえて、需要はあるのかなと思っております。実際、校門前に立たれてしまっていると、安全・安心の確保の観点から、少し課題があるかなというところがございますので、本事業を実施するというところでございます。

○田中委員

分かりました。

対象校が源氏前と戸越小学校と義務教育学校ということなのですが、まずは小学校1年生を含むそういう子どもの居場所の確保ということですが、義務教育学校も対象になっているのですが、中学校へのこういう対応を今後考えていらっしゃるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○三輪子ども育成課長

現段階で中学校というところまでは、検討しているところではございません。

○田中委員

それと、居場所での過ごし方で、読書、自主学習をということなのですが、特に小学校1年生の場合は、なかなか自ら本を読んだりとか、学習をしたりというのは、まだ習慣づいていない子どもの段階だと思います。また、むしろそういう子どもの希望が多いということは、居場所での過ごし方ももう一工夫必要になってくるし、また、受け入れてくださる方の負担といたしますか、対応のメニューをもう少し増やしていくことも、今後必要になってくるかと思われるのですが、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○三輪子ども育成課長

本事業はまず、実施の趣旨として、校門前に集まってしまっている子どもたちを安全な場所で過ごせるようにするというのがファーストステップかなと思っております。実際に居場所の中で自主学習ができない子どもたちをどこまで指導できるかということも、試行の中で検証していくことになると思うのですが、あまり多くの人数を配置することは現実的には難しいというところがありますので、どこまでできるかということも含めて検討していくのかなと考えてございます。

○田中委員

最初の確認いたしました「小1の壁」、保育園には親御さんがお送りして、預かっていた子どもが、小学生になった瞬間に自らやるわけです。しかも事前の受付で1年生が多いということは、読書、自主学習だけではなくて、体育館という想定もあって、広いところで遊ばせているのかなという思いもあったのですが、どういう子どもが朝集まってくるかにもよりますので、あと一方で、安全面ということもしっかり検討していただいた上でのご対応をお願いしたいと思います。これは要望にしておきます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

前もご説明いただいていたら、繰り返して申し訳ないのですが、見守り員の委託先がシルバー人材センターなのか、どこなのかを改めて伺いたいのと、あと、すまいるスクールの職員もここにフォローで入ってくるのか、どれぐらい入ってこられるのか、改めて伺えればと思います。

○三輪子ども育成課長

今回、試行3校につきましては、シルバー人材センターを活用することとしておりまして、すまいるの職員に協力を直接いただくところまでは、今求めてはいません。ただ、本課のほうに朝の居場所の担当で新しく配置されている職員がおりますので、何か緊急事態等あれば対応できるような体制を取っているというところがございます。

○西村委員

理解しました。

あと、手短かに伺いますけれども、需要調査です。これは需要だけではなくて、その際に実態調査も行っていたきたいと要望させていただきたいのですけれども、前から申し上げているように、朝ご飯は本来家庭で食べるものという前提に立つべきだと私は思っておりますので、朝食を食べてこない生徒・児童の品川区の子どもの現状だったり、食べない理由の分析を同時にさせていただきたいと思っております。文部科学省も、朝食欠食をなくすには家族ぐるみで取り組むことが必要と言っております。まず、そもそも食べていないお子さんに関しては、朝ご飯を食べる習慣をつけるということでもいいのですけれども、子どもが毎日食べられていない理由と原因の改善、また、提供するものの栄養価なども考えながら取り組む必要があると思うのですが、その辺りのお考えを伺えればと思います。

○三輪子ども育成課長

需要調査の中身につきましては、まさに今、これから考えていくというところがございますので、委員のご意見も参考に、おっしゃるとおり、どういったものが原因になってくるかというところは、我々としても把握した上で実施する必要があるかなと考えておりますので、しっかり対応してまいりたいと考えております。

○西村委員

すみません、もう1点だけ要望させていただきたいのですが、今回の朝の居場所に関しては、静かに学習などをしながら過ごしていただきと書かれておりますけれども、孤食だったり、食べないということが課題の子どもたちが集まるならば、朝を楽しく過ごす習慣だったり、黙食しながら静かに早く食べるようにという指導ではなくて、ご飯はおいしいのだと分らせてあげられるような機会にさせていただきたいというのが1点。もう1点は、親が朝食を作ってくれない、もしくは作れないということがあるならば、私個人的には、家庭科の授業などありますけれども、自分で作ることができる力、ご飯の炊き方とか、おにぎりの握り方とか、みそ玉の作り方とか、生きる力、人間力を育てるためには、そういった教育を同時にしていくことも必要ではないかと思っておりますので、お考えがあればお聞かせください。

○三輪子ども育成課長

おっしゃるとおり、まず朝食は、食べない子どもたちの原因分析が先かなとは思っておりますけれども、その子どもたちがなぜ食べないかというところをしっかりと把握した上で、ご飯を食べるのが日常的になっていないから、楽しくないからということであれば、そういう場になるような形で支援していくというところも考えられるのかなと思っております。

教育の分野のところまでのお話は、すみません、私のほうからはお答えすることが難しいです。

○西村委員

教育という言葉を使ってしまったのですが、学校の中でやっていただく取組ということで、そういった家庭の支援も同時に、あと、お子さんの生活習慣の改善ということも同時に行っていくような事業であれば、すばらしいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

見守り員の委託のことなのですけれども、先ほどシルバー人材センターというお話がありました。折り込み広告でこの仕事の募集みたいなのがあったので、募集しているのだなと思いました。

たしかプレス発表には、校門に1人、学校内に2人、3人の方を配置して体制を取るという感じだったのですが、まず、その変更がないのかということと、あと、そういう方が集まったから、この3校でやるのだと思うのですけれども、募集をかけたときの集まり具合というか、人を集めるという点について、大変だったのだと思うのですが、その点を。それはつまり、全校展開するわけなので、全校展開するとき、さらに3掛ける30校ではないのですけれども、100人以上必要になってくるので、その点について見通しみたいなのはいかがでしょうかというのが一つ。

もう一つは、7時半に校門を開けます。そうすると、立川の事件のように入られることもあるのではありませんか。先ほどほかの委員の方もありましたけれども、そのまま開けっ放しにしておくのですか。ばらばらやってくるお子さんが入れるようにするためには、校門を開けておかなければいけない。一々インターホンで「早く来ました」といって開けるわけにいかないと思います。その辺、もう26日からなのですけれども、安全ということも含めてご検討ください。ただ、お子さんたちが7時半に来るとは限らない部分もあるので、どのような形で事業計画を立てているのかお尋ねします。

○三輪子ども育成課長

まず、見守り員の数につきましては、教室には2名、それから校門にも1名ということで変更ございません。学校によって、動線上どうしても人を置かなければならない学校につきましては、少し増員をしているというところでございます。

シルバー人材センターの募集人員の集まりの状況ですけれども、4月当初、あまり芳しくなかったところですが、もう必要十分数というのは確保できているという話を伺っております。

全校展開に向けてなのですけれども、今回の集まり具合を見ると、シルバー人材センター単体で確保するというのはなかなか難しいのかなというところもありますので、どういった方策があるかというのは、今まさに検討を進めていかなければいけないというところの課題になっております。

続きまして、2点目のご質問でございますけれども、今後につきましては、先ほど申し上げました校門の担当の者が1人つきますので、その方に警戒をしていただくようなところで開放をしていきたいと考えてございます。

○高橋（し）委員

この3校の試行で課題が見えてくると思いますので、委託する方の確保も含めて、早いうちに何とか対応していただきたいと思います。

校門の件は承知しました。閉まっていて、見守り員の方が開けるということで安全が確保されるということで、ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

2回目ですけれども、さっき質問をし忘れてしまったことがありましたので、お願いします。今、プレス発表を見返したら、体育館と書いてあるのです。さっき体育館というのはどこから出たか分からないと所管の課長がおっしゃっていましたが、たしか予特か何かの質疑の中でも、そういったご答弁をいただいていたのです。大丈夫なのかというところが1点。体育館や図書館等と書いてあるのです。なぜ体育館ではなくて、今回そういったところになったのかとさっき質問させていただいたのですけれども、私の間違いではなかったということで、申し訳ないのですけれども、そここのところをもう一回ご答弁いただければと思います。

それと、さっき西村委員の質問でもあったのですけれども、当然どの子どもご自宅で食べるのが望ましい。でも、私もこれを何回も質問させてもらいましたが、もともと子ども食堂の方からの発想なのです。家で食べられない子どもたちがたくさんいるのです。私も実際そういう子たちとも会っているから、全然食べられる状況ではないから、だから今回こういうところのご提案をさせていただいている今回試行するという事になっているので、当然、みそ玉を作るのも大事だし、子どもに食事を与えるというのは当然家庭でやるべきなのだけれども、そうではない家庭がいっぱいあるから、今回の事業をやるということです。だから、そこについての先ほど調査というのもありましたけれども、しっかり見極めたい。

それからもう一つ、うちの会派から言われていて、これも聞くのを忘れていて申し訳なかったのですが、この事業を一般質問等でご紹介するときに、先行事例だった豊中市では、小1のときにはまず保護者が最初、校門まで連れてきてくださいというつくりになっていたのですが、今回はそういう縛りはかけないということでもいいのでしょうか。いきなり1人で小学校1年生が、自分でその時間に来てくださいということなのかどうか、その3点を教えてください。

○三輪子ども育成課長

すみません、1点目の体育館につきましては、大変失礼いたしました。プレス資料に確かに体育館や図書室等と記載させていただいてございますので、それを各校の実情に合わせて、今回の試行の3校につきましては、先ほど申し上げた部屋に学校との調整の中で決まったというところでございます。

2点目のご質問が、しっかり聞き取れなかった部分があって申し訳なかったのですけれども、家で食べられないお子様の対応については、いろいろなご意見は恐らくあるかと思っております。様々、住民の方々の意見も聴きますと、そこまでやる必要はないのではないか、あるいはやってあげたほうがいい、いろいろなご意見がある中で、実際の試行を通じてお話もお伺いしながら、今後の事業展開につなげていきたいと思っております。

3点目の豊中市につきましては、保護者同伴というところでございまして、我々のほうも、交通の誘導員を教育委員会で確保していただいているものが7時30分からとなっております。それ以前の登校になってしまう方につきましては、保護者同伴でお願いしたいとご案内をさせていただいているというところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○山本副委員長

聞きたいと思っていたことは、事前にあらかじめほかの委員の方に聞いていただいたので、そのコメントと質問になります。

まず、朝早く来る子どもたちの安心・安全について、7時半という早い時間に学校に来てしまう子どもたちが、実は行っていなかったというところがすごく心配で、これまでもどうするのですかというお話をしていたのですけれども、今回7時半に、区の方が雇われる誘導員の方が旗当番とかで見てくださる。それよりも前に来る場合については、保護者が同伴でというルールづけをしてくださっているということで、安心しました。これで認識がよければいいです。違ったらご答弁ください。

あと、トラブル対応のところで、部屋にお二人、シルバー人材センターの方がいらっしゃるといことなのですけれども、もしこのお二人で対応し切れないような事態が起こってしまったというときには、誰がサポートすることを想定されているかということで、教職員の方に頼るのか、区のところで誰か助けを求めるのか、そういう非常時でどのようなことを想定されているのか確認したいですということになります。

あと、まとめてしまいますけれども、朝食への支援のところでは、これも西村委員、あくつ委員もおっしゃっていましたが、私も同じで、家で朝食を食べられる子どもたちは家で食べるべきだと思っていて、これまでも私もお話ししているのですけれども、そうなるような仕組みづくりをしていただきたいということで、原因分析をお願いしたいと思っております。実態調査をお願いしたいと思っています。

あと、始まってから、アレルギーの対策です。実際、子どもたちでアレルギー持ちの子がいたときの手当てをどのようにしていくかというのは、既に事前準備等があればお聞きしたいと思っております。

○三輪子ども育成課長

まず1点目につきましては、誘導員のところをご認識のとおりでございます。

トラブルの対応につきましてですけれども、まずは一義的にはシルバー人材センターの見守り員に対応いただくのですが、それが難しい場合につきましては、本課の職員が対応するという形になっております。ただ、緊急搬送など、どうしても救急車を呼ばなければいけないというケースになってきた場合は、基本的には保護者にご連絡をさせていただくということを考えているというところでございます。

朝食のアレルギー対応についてなのですけれども、朝の居場所事業の登録のところでは、若干、朝食の支援についても触れておまして、現段階では、アレルギー食までの対応というのは難しいというところをご了承いただいた上での申込みをいただいているという状況でございます。

○山本副委員長

分かりました。

1点、トラブルが起こったときとか、2人いて、1人の方が何かその対応をしていると、残りの1人だけだと、その場が対応し切れないとかということももしかしたら出てくるかもしれないなと思っております。そういったことも試行の中で検証いただきながら、万全な体制となるように進めていただきたいと思います。現場や保護者の方々や子どもたちの声を丁寧に拾って、安心して利用できる体制づくりとなることを期待しております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 令和7年4月入園申請状況等について

○こんの委員長

次に、(5)令和7年4月入園申請状況等について、議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○芝野保育入園調整課長

私からは、令和7年4月の入園申請状況等についてご報告いたします。サイドブックスの1-5の資料をご覧ください。

項番1の保育提供区域別申請状況の表でございますが、品川区こども計画に定めております保育提供区域別に、年齢ごとの申請者数、入園者数、不承諾数、待機児童数を記載してございます。

下の表、項番2の全体数をご覧ください。全体で申請者が2,564人で、前年から365人の減となりました。入園者数は2,137人で、前年から123人の減、不承諾数は427人で、前年から242人の減となりました。待機児童につきましては、令和4年から4年連続ゼロとなっております。

次に、裏面、2ページ目をご覧ください。参考といたしまして、令和7年5月の地区別・年齢別の入園可能数を1ページ目の入園状況と対比できる形で記載してございます。

一番下の合計欄をご覧ください。年齢別では、ゼロ歳児が402人、1歳児が179人、2歳児が149人、3歳児が294人、4歳児が348人、5歳児が293人、合わせまして全体で1,665人、入園が可能となっております。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

私からは1点だけ、待機児童ゼロの状態が継続されているとお見受けするのですけれども、ここ数年間、新しい私立幼稚園の誘致はされないということで来ていると思うのです。

ただ、先ほども小学校の人口動態のところで申し上げましたけれども、ここ最近で、大井町周辺でぽかっと1か月間の短期の募集でしたが、保育園の誘致というものがありません。これは所管には確認させていただきましたが、大井町トラックスができるということも含めて、大井町周辺はどうしても通勤のハブ駅で、非常に需要が大きいということで、突発的に募集をしたということでご説明を受けたのですが、品川区では採算が合わないような保育園も出てきている中で、特に私立幼稚園も含めて、今後のお考えというか、どのようにお考えになっているのか、これからまた必要があれば増やしていくのか、それとも、基本的に数年間続けてきた、これから誘致はやらないという考え方なのか、そこだけ教えてください。

○芝野保育入園調整課長

ご質問の答えは、私立保育園でよろしいですか。

○あくつ委員

失礼しました。幼稚園ではなく保育園です。

○芝野保育入園調整課長

私立保育園の誘致の件でございます。委員からご説明ありましたとおり、大井町トラックスの開業に向けて、4月いっぱいまでということで、新規の募集をさせていただきました。こちらにつきましては、まだ詳しい内容は出ていないのですが、大井町トラックスにファミリー向けの住宅ができるという情報

が入っております、そちらに向けた需要が増えるという見込みの下、新しい保育園を誘致させていただくという形で、今進めているところでございます。

そのほかの地域は、私立保育園の経営状況、今ご指摘ございましたが、そちらもしっかり見ながら、一方、再開発の動きはまだかなりございまして、そちらの動きもしっかり見ながら、保育需要が足りないという場合の場所につきましては、誘致の検討を視野に入れて進めていきたいと考えております。

○あくつ委員

足りないところは当然つくるところで、一つは、先ほど小学校のところでもありましたけれども、情報収集をどれだけきめ細かくできるのかということにもかかってくるのかなど。大井町トラックスができた、ここの大井町トラックスで言えば、できたはいいけれども、私は当然、施設の中に保育園をつくるものだと思っていましたが、これもはっきりとは分かりませんが、どうやらそれはないということで、品川区としては先んじてそういうことをされたということで、これは評価したいと思うのですけれども、どれだけ情報を早くつかめるかということだと思っておりますので、そこは引き続き、努力をしていただきたいと思いますというところで。

あとは、先ほどの不採算保育園が出てきているという中で、これも議会の中で様々な議論もされていて、何か区として支援ができないのかとか、いろいろありますけれども、あと、保育の質ということも言われていると思うのです。かなり待機児童対策でたくさんの保育園を誘致したという中で、いろいろなことが言われている、保護者の方からもいろいろ言われている中で、そういったところへのお考えを最後に伺って、おしまいにしたいと思います。

○染谷保育施設運営課長

区立・私立含めまして、保育園の質の部分のお話でございますけれども、令和6年の4月にお示しをしております品川区内保育園等あり方基本方針の中で、区立保育園を核とした保育の質の向上についてお示しをさせていただいております、具体的には、例えば公私立の連携をしていく中で、地域全体で保育の質の向上を目指していくといったものの取組を進めていくというのが一つ、保育の質の向上と考えておまして、そのほか様々、質の向上の捉え方はあるかと思っておりますけれども、今後具体的に、そういったものについて定めてまいりたいと考えているところでございます。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○田中委員

すみません、基本的なところだとは思いますが、申請者に対して入園者があって、入れなかった方が不承諾数として載っています。区内全域で427人で、その不承諾の子どもの行き場はどうなっているのかというところの確認なのですが、3歳以上だと幼稚園に行く可能性もあるのだと思いますが、ゼロ歳から2歳児までの合計366人の子どもは、どういう状況になっているのかというのを把握されているのかということと、もっと基本的なことは、待機児童と不承諾数との関係性です。待機児童がゼロであれば全員入れるのではないかと思うのですけれども、不承諾という形で、これは、入れるけれども何らかの要因があって入園できないという、その辺の状況をお聞かせいただきたいです。

○芝野保育入園調整課長

2つのご質問をいただきました。

回答が前後しますが、まず待機児童と不承諾の違いということでございますが、不承諾というのは、国の保育所等利用待機児童数調査に基づいて出されたものということで、細かく言ってしまうと、

これは待機児童に当たらないというものでございます。一例を挙げますと、特定の保育園のみを希望されている方とか、あと、今入っていらっしゃるって転園を希望されている方、育児休業を延長したいと思って、あえて申し込んでいる方というような方が入っております、こういう方は不承諾というカテゴリー、扱いで、カウントをさせていただいているところでございます。

2点目の行き場というか、不承諾になってしまった方の状況の把握ということでございますが、細かく今のカテゴリーによって人数が分かっておりまして、例えば、特定の保育園のみを希望している方は151人、今回いらっしゃいます。その中で、例えば認証保育所とか認可外保育施設に通われている方、こちらは不承諾であり、待機児童ではないのですが、そういう方が一定数いらっしゃると。あと、転園を希望されている方は、もともと入っていらっしゃいますので、こちらは行き場がなくなるということではございません。あと、育児休業の延長も、育児休業を引き続き延ばすという形になりますので、行き場がなくなるということではないということです、トータルで言えば、お困りになっている状態というのは、区内ではないと認識しております。

○田中委員

分かりました。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で、本件および報告事項を終了いたします。

2 その他

○こんの委員長

最後に、予定表の2のその他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

○船木庶務課長

私から、本日資料はございませんけれども、委員の皆様にご報告がございまして。内容が、受託事業者に対するサイバー攻撃被害の可能性についてということでございまして。

こちらの内容につきましては、区内の区立学校1校の卒業アルバムを製作する業務を委託していたところでございますけれども、こちらの直接の契約方ではない、さらにその事業者の再委託先、斎藤コロタイプ印刷株式会社、これは宮城県の仙台にございます企業なのですが、こちらにおいて、工場システムにサイバー攻撃によるシステムへの不正アクセスがあったことが判明いたしました。

現時点で情報漏えいの事実は確認されておりませんが、引き続き、情報流出の有無であるとか、それから原因の特定、あるいは今後、情報の影響の範囲の拡大はないのかといったところは、しっかりと受託事業者にも、再発防止を含めて適切な対応を求めてまいりたいと考えております。

なお、具体的な学校名であるとか、影響の範囲など、詳細につきまして個人の特定につながるおそれもございますので、非公表としているところでございます。ご理解をいただきたく存じ上げます。

繰り返しになりますけれども、現時点で個人情報の漏えいは確認されておりませんが、おそれがあるということをご報告させていただきます。

○こんの委員長

では、本件について、ご確認等ございましたらご発言願います。

○高橋（し）委員

今現在、情報の漏えいがないということなので、安心しました。

卒業アルバムについてなのですけれども、私費会計でやられていると思うのです。都立の学校だと、学校徴収金すなわち私費会計は、事務取扱規程で学校内に特別の委員会、業者選定委員会をつくるのですが、小・中学校の場合はないのかということと、多くの区内の小・中学校はそうすると、恐らく卒業対策委員というのか、PTAの方々、関係の方が選定したりしているのですが、その辺り、どうやって卒業アルバムの業者を選定して、最終的にどこと誰が、学校になるのだと思うのですが、契約しているものかを確認させていただきたいです。

○松木庶務課長

具体的な契約につきましては、私費による契約ですので、全校に対して契約の実態を調査し切れてはいないのですけれども、今回の事例は私費であれども学校の名前であくまでも契約をしているというもののなのですが、場合によってはPTAの名前で契約していると。ただ、卒業対策委員会が中心になって、この対応に当たっていただいていると思いますけれども、細かい事業者選定に関するところまでは、現時点で情報を持ち合わせてはおりませんので、答弁は省略させていただきます。

○高橋（し）委員

お答えできる範囲でいただいたので、ありがとうございます。

そうすると、すごく大変なことになってしまうのですけれども、サイバー攻撃を防ぐために、大企業などはかなりプロテクトしていろいろなことをやっているのですが、なかなか中小の方とか、そういうところは費用がかかるので、そういうのがなかなかできないという実態があるかと思います。それで今後、校長先生が責任者になるかと思うのですけれども、契約するときに、セキュリティーをきちんとしているのかということまで、チェックできるかどうかは置いておいて、そういうことも考えて契約していかなければいけないのではないかというのは、一つ、特に卒業アルバムはほかの自治体でもあったようなので、その辺の対策というか、だからきちんとしていますと言われて、はいそうですかと言うわけにもいかない。なかなか難しいので、その辺り、今後どのようにしていったらいいのか、現時点でのお考えを伺います。

○松木庶務課長

今の委員のご指摘の部分につきましては、今回の事例というのは学校のほうには、こういう事象が発生しましたということで共有しておりますし、他に同様の事例がないかということについても調査を既に済ませているところでございます。

こうした中で、実際の契約相手方の企業が、さらに印刷の部分だけをどこかに再委託するというところの部分、事前にしっかりと分かればというか、そこはしっかりといろいろなことを想定して対応していかなければいけないというところがありますので、こういう事故事例もあったということを踏まえて、私費による契約というのもしっかりと、漏えいの事故も含めて、誤った事故等につながらないように、いろいろな方法をお考えいただくといったところで、この辺りについては、どういう在り方が考えられるのかといったところも含めて、検討していければ、考えていければと考えております。

○高橋（し）委員

今、本当にサイバー攻撃がいろいろなところに来ているので、なかなか対応は大変だと思いますけれども、今お話あったようによろしくお願いします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにはないので、以上の本件を終了いたします。

そのほか、その他で何かありますでしょうか。

○石井学務課長

それでは私より、区立中学校で起こった体調不良の事案についてご説明をさせていただきたいと思えます。

区立中学校において、5月9日金曜日の夕方より、生徒91名、教職員6名、計97名が下痢とか嘔吐を訴える体調不良の事案がございました。それによりまして、本日は当該学校については、臨時休業としております。本日の11時から保健所による立入りの調査が行われて、原因の究明を行っているところでございますが、保健所の現段階の見解では、給食による食中毒の可能性は低いだろうということをおっしゃっております。

保護者の連絡状況なのですが、9日夕刻に各家庭から、うちの子の体調が悪いというような連絡が複数入ったものですから、翌日の10日には一斉配信メールで各保護者に、現在数名程度、下痢や嘔吐の報告が上がってきているということ、そういったことがあるので、もしご家庭で気分が悪くなって嘔吐したりとか、そういったことがあった場合については、今、都内でも感染性胃腸炎などが流行しているということもあるので、学校に連絡を下さいということで、10日の土曜日に学校から保護者に一斉通知をしているところでございます。

そういった一斉通知の反響から、現在の数字として、生徒91名、教職員6名、計97名という報告が上がっているところでございます。

○こんの委員長

本件について、ご確認等ございましたらご発言願います。

ないので、本件を終了いたします。

その他で何かありますでしょうか。よろしいですか。

ないので、正副委員長より1点ご報告いたします。

2月26日の委員会でご案内しました、今期の当委員会の所管事務調査の現況報告につきまして、サイドボックスに掲載されている資料のとおり、議長に提出いたしますので、ご報告をいたします。

委員および理事者の皆様のご協力に、この場をお借りいたしまして、改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

以上でその他を終了いたします。

それでは、本日がこのメンバーによる最後の委員会となりますので、正副委員長よりご挨拶を申し上げます。

それでは、山本副委員長からお願いいたします。

○山本副委員長

こんの委員長、委員の皆様、理事者の皆様、事務局の皆様、1年間本当に大変お世話になりました。

私にとって副委員長は初めての役職で、学びや新たな気づきの連続でしたが、皆様のご協力のおかげで、ここまで役割を果たすことができました。本当にありがとうございました。

○こんの委員長

ありがとうございました。

それでは続きまして、私からもご挨拶させていただきます。

この1年間、委員の皆様、理事者の皆様、書記の皆様のご協力によりまして、今日まで何とか無事に、

今日の最後の日を迎えることができました。委員会運営につきましても、皆様のご協力をいただきまして、滞りなく終えたと思っております。ご協力、そしてご支援をいただきまして、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

来年度も、新たな体制になるとは思いますが、文教委員会の理事者の皆様におかれましては、委員の様々な意見等々にご対応を引き続きお願いしたいと思います。大変にこの1年間、ありがとうございました。

それでは、以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後4時19分閉会